

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-165）」

2. 日時：令和4年9月16日（金） 13時30分～17時40分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職、瀬戸川安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 再処理・MOX 設工認総括副責任者 他30名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ

グループマネージャー 他1名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ

グループマネージャー

中国電力株式会社 電源事業本部 原子燃料管理グループ

マネージャー 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「設工認に係る資料提出およびヒアリングスケジュール」

「共通項目と個別項目の書き分けについて」

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 令和4年6月10日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年7月8日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年8月9日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年9月7日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年9月8日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年9月9日  
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	成長シミズです。
0:00:03	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは、令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:13	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:17	まずは規制庁側の出席者を紹介いたしますと本庁会議室からフジワラ、
0:00:24	タケダシミズ。
0:00:27	とその他WEBから、
0:00:29	とコサクナカガワタジリおうか、
0:00:34	カミデ。
0:00:35	ハバサキ。
0:00:36	キシノ。
0:00:38	ツガネ。
0:00:40	はい。
0:00:41	以上になります。
0:00:42	江藤それでは日本原燃の方から出席者の紹介と議題の構成の説明をし、資料の説明を開始してください。
0:00:53	日本ローム中浜でございます。
0:00:56	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:01:00	黒野。
0:01:02	あと、
0:01:03	赤星イシハラ側は、
0:01:08	セガワ、
0:01:09	フジノシミズ。
0:01:12	イワタニ。
0:01:14	エビナ。
0:01:15	オオハシ。
0:01:17	違う。
0:01:19	ヤマモト。
0:01:20	イグラ。
0:01:22	コマタ。
0:01:24	久米。
0:01:25	ホソゴエ。
0:01:27	ホシノ。
0:01:28	キクチ。
0:01:30	カワムラ。

0:01:32	ハラダ。
0:01:33	土岐。
0:01:35	何か、
0:01:36	鶴田。
0:01:38	中。
0:01:39	石橋。
0:01:41	宮本。
0:01:43	林。
0:01:44	杉田。
0:01:46	伊庭だけ。
0:01:48	ナカハマ。
0:01:49	以上となります。
0:01:52	本日ご確認案件でございますけれども、
0:01:55	現在画面共有させていただいてます。
0:01:58	まず最初に、設工認に関わる資料提出及びヒアリングのスケジュール。
0:02:06	その後、共通項目と個別項目を、の書き分けについて、
0:02:11	そのあとに、補足説明資料でございます。内部火災、
0:02:17	外傷その他、
0:02:19	外外傷の雷。
0:02:22	地震と続きます。確認いただきます資料でございますけれども、
0:02:26	安保 00-01。
0:02:30	描いた 00-01。
0:02:33	下に雷、それぞれの 01。
0:02:37	やはり雷の 0102。
0:02:40	3
0:02:42	そして地震 0001 となります。
0:02:45	それではヒアリングスケジュール関係について、ご説明開始いたします。
0:02:56	はい日本原燃の藤野です。
0:02:59	いまだに表示してますよ。今日の午前中ですねちょっと提出遅くなっちゃったんですがスケジュールの方をお示ししたのになります。
0:03:08	こうし説明ですけども資料について少し説明加えさせていただきたいなと思っております。
0:03:15	これは一番上の共通関係の資料ですが、共通で 6 のところに本日説明する共通個別の書き分けですね、こちらの資料、今お示ししているような状態です。

0:03:27	共通 0508 ですね、こちらのMOXの議論を踏まえて、昨日、提出していますので、こちらはですね 28 日の日にヒアリングをお願いしたいと考えております。
0:03:38	それから設備選定関係ですね共通 09、こちら昨日提出していて、こちらはですね、溶解槽代表に提出しておりますので、確認していただいでですね、内容を必要によりご議論したいなというふうに考えています。
0:03:53	それからその下、竜巻関係になるんですが、9月14日の日にヒアリングやっております、共通個別の書き分け等の議論だったり運用、それから補足添付の書き分けですね、このあたり議論になってましたので、
0:04:07	こちらの修正を行って、29日の日に資料再提出させていただいて、10月6日にヒアリングと、というような予定で今進めたいと、社内では考えておりました。
0:04:17	それからその下ですね、火山と外部火災関係、こちらは久我通の14日の日に、1415でヒアリングしてまして、
0:04:27	同じように共通個別の書き分け、それから火山なんかは外気取入口の除灰の整理ありますけれどもこの辺りを整理して、それから外部火災は遮熱板ですね、施工の記載等を修正してですね、
0:04:42	来週20日の日に資料提出して、30日の日にヒアリングやっていたきたいと、いうふうに今考えております。
0:04:54	それから、航空機の方は資料を今提出させていただいております、ヒアリングの方は特に、こちらとしては今考えていた、ないと、というような状況でございます。
0:05:03	それから外周のその他と雷ですね、これ本日説明する資料になりますので、本日の説明状況を踏まえてですね、ヒアリング、資料再提出する人ヒアリングっていうのを設定させていただきたいと。
0:05:17	考えております。
0:05:19	それから案いうの方も、ヒアリング14日やっておりますので、共通個別の書き分けだったり第1回の申請ですね、こちら辺を考慮して資料作成するようにと。
0:05:30	というようなご指摘もありましたので、こちら今の資料を修正して、22日の日に再提出して、30日の日にヒアリングという形で今準備を進めております。
0:05:41	それから溢水薬品ですね、こちらの屋外設備の扱いの整理、今実施しております、22日の日に、資料一式提出ですね。
0:05:52	溢水薬品提出させていただいて、29日の日にヒアリングという予定を今考えております。

0:05:58	閉じ込めも、15日昨日ですねヒアリングやってございますので、関連条文の整理ですかね大きい点としましては、あとは金銭範囲の考え方等を整理して、
0:06:09	同じように来週22日に提出して、30日のヒアリングをお願いしたいと。
0:06:14	思っています。
0:06:16	それから材料構造ですね、個別補足説明資料の01なんかの議論を踏まえて、21日後に、Cを提出して、28日に今、
0:06:27	ヒアリングをお願いしたいと、いうふうに考えております。
0:06:31	グループ1が、以上になってございます。
0:06:34	それからグループ2館ですがこれ、
0:06:38	実は
0:06:39	資料の説明がございまして。ロジックペーパーといいますか委員の設計方針等の説明内容ですね1枚物、2枚物を作ってますので、こちらの方を説明しですね。
0:06:51	本日のヒアリング状況を踏まえて、
0:06:54	何だろうこの後のヒアリングというのを設定していきたいというふうに考えております。
0:06:59	グループ①②ともですね第1回の補正についてはそんな大きな論点というものは今ないというふうに考えておまして、ボックスとの横並びであったり、
0:07:10	ヒアリングのコメントの取り込みですね、こういったものを対応して、次回次回のヒアリングで細かい点を確認しながら、補正につなげていきたいと、いうふうに今考えております。
0:07:23	説明以上になります。
0:07:28	規制庁清水です。それではただいまの説明について規制庁側から確認ありましたらお願いします。
0:07:39	規制庁仲です。私の方からちょっと何点かなんですが、
0:07:45	まず今回のスケジュール自体当面のスケジュールというところでは記されてるんですけど、
0:07:53	少し長期的に考えた場合にですね
0:07:57	最終的にはその補正というところをイメージしての作業かと思ってるんですが、
0:08:02	大体その補正の時期というのをですねどこら辺をネット2でそれまでにその何を片付けなければならないかという、

0:08:11	そういったですねちょっと現実的なスケジュールを検討していただいた方がいいのかなと思っていてですね。
0:08:19	で、
0:08:20	ここの項目についても、例えば1巡まではしてるんですが、その1順で終わるのかどうかというと、そういうわけでも多分ないだろうと。すでにそのヒアリング
0:08:31	一部実施してますけれど、
0:08:34	すでにコメントがついてるようなものもありますし、それはそれでまた配布してるんですけど、本日、それ以降についても同じようなことがいえるかと。
0:08:44	それから共通と個別という関係で共通で整理しなければいけないというところも、
0:08:52	いろいろそれぞれに優先的な話があるのかなと思っていてですね、
0:08:57	先ほどちょっとお話にあった共通06ということで、共通個別項目の書き分けということで、
0:09:04	これは一応本日提出で、
0:09:08	本日ヒアリングみたいな、大きくことになっているんですが、
0:09:12	ここでも少し
0:09:15	ある意味では優先的な高い方で早めに、
0:09:18	いろいろ議論を進めてきた方がいいと。ただ今日以降じゃこれはどうするのかというような話もありますし、
0:09:25	そういったところがちょっと見えないスケジュールかなと思ってます。そういう意味でちょっと
0:09:30	まずはその補正時期をいつぐらいに念頭にしておいて、その大体、
0:09:35	優先順位等を踏まえてですねという項目を優先的にやっていくかということと一巡、終わらないものとかそういう扱いが、
0:09:44	どういうものを想定して、それが、コメントが出て、続く場合はどれぐらいで終わらせるつもりかと、そういうところを少しご説明いただけますでしょうか。
0:09:56	はい。日本原燃の藤野です。
0:10:00	今お話のあった確かに今日の共通個別の書き分けですね、今日議論
0:10:06	ができて収束に迎えば、それぞれ
0:10:10	かいう衝撃だったりの資料に展開して、やっていけるかなと。確かに優先度は高く、これ説明式ですね各場に展開するというような話がございますので、

0:10:21	今の積み残しが残ると、他の資料への波及というのも少し考えなければいけないなと考えています。
0:10:27	あと、それぞれの各条文なんですけども
0:10:33	昨日とか一昨日とかの議論を踏まえて、
0:10:37	1週間から2週間程度で直して、もう一度細かい点について議論して、あと、イメージ的には、
0:10:45	次のヒアリングやってその次のヒアリングで
0:10:49	何で作業性見えるのかなというようなイメージは持っています。
0:10:55	10月、
0:10:56	ですかね10がIIに補正できるようにちょっと準備はしたいなというふうに事務局としては今進めているところでございます。
0:11:05	規制庁仲です。10月っての結構いろいろ幅があるかと思うんですけど、それは
0:11:13	上期中期下期とかそういうようなところでいうとどこら辺を念頭に置いているんでしょうか。
0:11:23	日本原燃の佐藤でございます。町を念頭に、これからですね行っていくそのヒアリングでの結果次第によるところはあるとは思ってます。
0:11:34	ただいづれにせよそれらに対してしっかり我々が記載の適正化充実をやって、必要なものを申請書へ反映して、それがどのタイミングでできるかということだとは思ってます。
0:11:44	それとですねちょっと補足というか、追加でちょっと申し上げますと、
0:11:49	設備選定09のところ、今溶解の方を代表で出しておりますけれども、これ今全系統に対して展開して、それですべてしっかりご確認いただくこと。
0:12:01	その上で0508の条文との紐づけホシトリについてもご確認いただくことといったところの作業が残っているという認識はありますので、
0:12:11	10月の上旬という早い断面で、補正ができるとは思っておりませんが、ミドルあたりでは何とかやりたいというのが今の率直な、
0:12:24	希望的なところもありますけれども認識でございます。以上です。
0:12:29	はい。
0:12:30	規制庁仲です。そこはヒアリングの内容次第っていうところは、確かにそういうところあるかと思いますが大体
0:12:38	お考えはわかりましたとしつつ、ちょっと話のデータですねちょっと次にお聞きしようかと思っていたこの項目についてということ言うと、



0:12:50	特に共通 09 というところが結構設備抽出という大きな項目であってですね、それはそれで進めなければいけないというところで、現状として溶解施設を代表例としてですね、
0:13:05	何回かやりとりをして、さすがにだんだん資料も収束しつつあってですね、昨日ちょっと提出されたということでまだ十分には見きれてないんですけれど、
0:13:18	ある意味プロセスをですねこちらが確認する上での基本的な
0:13:23	その資料の整理ということではできてきたのかなと思っておりまして、
0:13:31	業界施設を代表例としてですね、それでは次に何を確認するかということでこれ午前中の面談でも少しお聞きして話もしてるんで
0:13:42	お聞きしているところであるんですけれど、
0:13:45	改めて、全員ではなかったということで少し共有させていただくと他の設備区分についても原燃としては一応、
0:13:55	準備はできていて、今回のそのスケジュールです等、
0:14:01	じゃあ何を、
0:14:03	ヒアリングなり、例示としてですね、確認をしていくかというところが、
0:14:09	我々は別にこれを見たいといって選定しても別に構わないんですがもし何かそういうところでのですね何か、
0:14:16	今後の確認、我々としては最終的には共通 09 につなげる話として、
0:14:24	ある意味再処理施設としての代表的な施設区分についてですね。
0:14:29	あといくつか数例ぐらい確認をするのかなと思っていますが、そういうものは何かこういうものを確認していくということは以前お伝えしたように思っているんですが、
0:14:39	そこで何か原燃側でさらなる説明のスケジュールとか考えているかどうかお聞かせいただきたいんですが。
0:14:49	はい日本原燃の瀬川です。
0:14:51	江藤そうですねさらに代表の溶解設備以外でご説明をしなければいけないかなと思っているところとしては、ユーティリティー者の
0:15:03	冷却水系バック、こういったところを見ていただきたいなと思っておりますし、あと S A という部分を見ていただきたいなと思っております。また、
0:15:13	プロセスでも、ちょっとメインプロセスとちょっと経路の違うちょっと換気設備、
0:15:19	あと、計装もの、こういったようなところというのは、一通り見ていただくそうですねご説明させていただくと、再処理の特徴的なところの、ほ

	<p>ほぼ全体をカバーできてる、できるかなというふうに考えておりました。</p>
0:15:35	<p>本日の提示させていただいたスケジュールではですね、そのあたりの設備に対する 09 資料の提出っていうタイミングが、見えない形になっとなるんですけども、</p>
0:15:46	<p>これ今申し上げたような設備をですね優先的に順次仕上げてですね、一式まとめてどっかでどんと出すっていうわけではなくてちょっと優先順位をつけながらですね、順繰り順繰り出せてい出していきたいというふうには考えております。</p>
0:16:02	<p>そこら辺のちょっとスケジュールの具体的なところというのはですね、またちょっと後程というか、後日改めて、見通しが立った時点でですね再提示させていただければと考えております。以上です。</p>
0:16:14	<p>はい、規制庁中瀬だ、大体のお考えはわかりました近日中にまたそこは、</p>
0:16:20	<p>示していただくということであればそれを見てまた、ちょっとご相談かと思えます。そういうことで一応よう改正さ横井先生とご覧、ヒアリングするまでもなくこちらこちらで引き続き確認はしますが、これはこれで置いといて他の施設区分についても、</p>
0:16:35	<p>水平展開的に少し確認をさせていただくということで進めていくかということに理解しました。</p>
0:16:43	<p>とりあえず私からは以上です。</p>
0:16:50	<p>コサクです。今、ナカガワから確認したところで進めていければと思っています。</p>
0:16:59	<p>それって、それを共通 09 一通り見ていったところでようやく共通 08、</p>
0:17:07	<p>のところで</p>
0:17:09	<p>最終的な確認をしていくということがないと補正までたどり着かないというようなところがあってですね、そのあたりのビジョンを次のそのスケジュール提示の時には示していただけるということにいいですかね。</p>
0:17:27	<p>はい。人間のフジノです。はい。このように対応したいと思います。</p>
0:17:32	<p>はい。補足ですよろしくお願いします。で、他の関係で言うと、これもナカガワから最初に話ありましたけど、</p>
0:17:42	<p>特有の関係でまだ整理がしきれてないところについて来週、</p>
0:17:49	<p>の資料提示再来週ヒアリング、或いは、さらに下へ竜巻等は、再来週の提示のその次の週ヒアリングと、</p>
0:18:00	<p>いうところがあって、ここ数回のそれぞれのヒアリングを見る限り、</p>

0:18:07	このヒアリングで終わるとは思えないので、その打ち返しをいつやるんだというところが、
0:18:15	で、
0:18:15	或いはそこでのヒアリングでの水平展開をやってということなんで、
0:18:21	10月の1週2週ってというのがどう進められるのかっていうことを、実は今日聞きたかった。
0:18:28	ですね。
0:18:31	ていうところも先ほどの共通09から0はちいといったところと合わせて、示していただけたらと思っていいですか。
0:18:44	はい。日本原燃の藤野です。はい資料提出ヒアリング等続きますので、水平展開しなければならないものとかですね、個別で対応しなければいけないものこういったところも考慮しつつ、
0:18:56	10月1週2週こういったところのスケジュールに展開していきたいと思います。
0:19:01	よろしくお願いします。
0:19:03	はい、わかりましたよろしくお願いします。それで補正の話があったのであれなんですけど、共通05のヒアリングは
0:19:15	28で今入ってますけど、
0:19:17	これはあれですかね工程表なり何なりその補正に向けてスセイとしなきゃいけないものっていうのは、
0:19:25	もろもろこのところで話をされるっていうことなんですかね。
0:19:37	日本原燃石井です。
0:19:39	現在、英語的にしている共通05の中ではですね、
0:19:46	再設備区分ですね設備区分をどのように再整理したかっていう考え方をまずご説明させていただきたいというふうに考えているのと、
0:19:57	今、お話がありました、工事工程表の記載方針等についてはですね、今、最終的には共通08の方に盛り込むことを考えているんですけども、昨日出したものに、
0:20:12	これはですねまだ数字という状況ですので、こちらについてもですね、その記載方針をちょっといつ位するかっていうのをですね、年ヒアリング資料に盛り込んでご提示したいと思ってます。
0:20:24	はい、わかりました。そうしましたら次のスケジュールの提示のところでそこも明確になり
0:20:32	どう確認を進めていくのかがわかるようになるかと思っておりますのでよろしくお願いします。
0:20:38	私からは以上です。

0:20:46	規制庁清水です。他、規制庁側からスケジュールに関して確認ございませんでしょうか。
0:20:58	ではなければ、
0:21:12	伸張シミズですと、ちなみにスケジュール、次出すタイミングというのはいつ頃かっていうのは
0:21:18	前進お話できますでしょうか。
0:21:23	日本原燃の藤田です。
0:21:27	ちょっとですねヒアリングは来週再来週と分散してるので次ですねヒアリング
0:21:35	実施したものの状況あと今日の
0:21:38	共通個別の書き分けとか、それらを踏まえて考慮したいので、もう少しちょっと検討させていただいて、
0:21:45	東京支社の方にカラーの、
0:21:48	規制庁さんの方に伝わるように回答したいと思います。すいません。はい、規制庁市民折衝しましたまた事務局として、お願いします。
0:21:57	あと特段スケジュールについて規制庁が原燃側から特になければ、
0:22:03	続いて、次の資料に移りたいと思います。
0:22:08	あとロジックペーパーについてですかね原燃側から説明をお願いします。
0:22:15	井上西井です。
0:22:24	あ、すいません日本原電、清水です。
0:22:27	資料としては本日、午前中出させていただいた、共通項目と個別項目の書き分けについてという資料になります。
0:22:36	本資料につきましては、9月14日のですね案いう0001のヒアリング時にですね、
0:22:42	基本設計方針ですね、別紙1-2の①番ですね、個別項目の基本設計方針、
0:22:48	第1回申請対象設備と関連しないものも、ご提示してたということもありましてそちらの対応方針の方も取りまとめているのと、
0:22:57	全体の基本的方針の共通個別の記載方針について、整理してご説明させていただきます。それでは1ページ目の方をご覧ください。
0:23:07	こちらが
0:23:10	勧誘001の別紙の整理の対応方針を記載してございます。
0:23:15	基本的にはですね、先日のヒアリングでもお話しさせていただいた通り、

0:23:20	個別項目の基本設計方針につきましては、1回の申請対象設備に関連する設備区分である、冷却水設備、こちらの基本設計方針については第1回の0001の方で、
0:23:33	ご提示さしていただくということを考えておりましたそれ以外ですね、第1回に関連しない、せん断処理施設等の個別の基本設計方針につきましては、
0:23:43	項目の方はですね、こちらの水の右側に書いてある通り、清伊達は建前、記載しまして括弧書きですね。
0:23:51	理事会でお示しするというのをですね、記載したいというふうに考えてございます。
0:23:59	次のページ、3ページ目をご覧ください。
0:24:02	基本設計方針の個別共通個別の書き分けにつきましては、共通06の方でも整理している通り、
0:24:11	基本的にはですね、基本方針は条文ごとに整理するんですけども、
0:24:16	各施設共通となるものにつきましては、1相共通項目で記載し、
0:24:22	個別設備に関連するところにつきましては、印象個別項目で記載すると、さらに、
0:24:28	2項の個別項目におきましては、事業変更許可のほうで記載しております設備の系統構成であったり、使用設備に関するですね基本設計方針の方をお示ししたいというふうに考えてございます。
0:24:42	それで4ページ目の方をご覧ください。
0:24:45	共通個別の各条文ごとの基本設計方針につきましては、基本的に四つのパターンがあるというふうに考えてございます。
0:24:56	まずパターン1につきましてはですね、
0:24:59	左に書いておりますけども、津波は車系のようにですね。
0:25:03	技術基準と許可の内容を踏まえた施設の基本設計方針のみを記載する条文、
0:25:09	ものというものと、
0:25:11	谷井書いておりますけどもこちらは第2回以降で出てきますけども、
0:25:15	廃棄物管理施設や換気設備、計測制御設備のようにですね、
0:25:20	個別にに関するものだけを記載するというので、当該設備の個別設備の系統構成や使用設備に関する基本設計方針を書くというのと、
0:25:30	技術基準の、当該設備が影響受ける技術基準の設計方針を書くというのと、
0:25:38	共通的に第1章で書いてる内容、

0:25:41	に基づき、設計するという共通項目の呼び込みの方をですね、2としては記載する方法で考えてございます。
0:25:50	パターン3につきましては、
0:25:52	例えば竜巻や火災や溢水のようにですね、
0:25:55	共通と個別というのをですね、しっかり書き分けてを提出する場合で、
0:26:00	第1章共通項目については、技術基準許可の内容を踏まえて、
0:26:04	各施設全体施設に関連する共通的な方針を記載すると、第2章については、
0:26:09	当該設備の具体の、どうぞ。
0:26:12	設備の設計、設備の構成と詳細な設計方針を記載すると。
0:26:17	方にと同じように、共通的な基本設計方針については、一緒に関連するところを読みに行くというふうに記載したいと思ってます。
0:26:26	で、4につきましてはこちら間の条文が該当するんですけども、こちらについては、1章の共通項目で、10案というの技術基準許可の内容を踏まえた全体的な共通的な基本設計方針を第1章で記載すると。
0:26:42	あとはですね、パターン2で整理できなかったせん断処理施設だったり、冷却水設備というような個別設備の
0:26:52	系統構成主要設備に関する基本設計方針を品証個別項目で記載するというパターンに分かれると思ってございます。
0:27:01	5ページ目を見ていただきますとこちらがですね、今言った、
0:27:05	考え方を、条文と一生共通項目、第2章個別項目にどう展開するのかという、全体を整理したマップになります。
0:27:17	説明は以上になります。
0:27:22	規制庁志水です。それではただいまの説明について木曾規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:27:33	規制庁の田尻です。
0:27:36	とりあえず、認識としてなんですけど個別と共通価格っちゅうのがいていろんなパターンがいますよねってのはわかるんですけど、それぞれにどんなものかっていうところろうも含めてヒアリングでは話出てた気がするんですけど。
0:27:52	県内ではこれぐらいまとめればどこに何かかかっていうのは整理できそうな感じですか割と書いてあるのって。
0:27:59	第1章と第2章に分かれますよ、大小共通で第2章が個別ですぐらいの内容を、ざっくりとですよっていうとそれぐらいには見えるんですけど、これぐらいの議論で、何かこの間のヒアリングのやつっていけそうですか。

0:28:20	はい。
0:28:23	日本原燃の瀬川です。
0:28:26	ちょっと表現がちょっと難しいところありますけれども共通項目の方に書くというのは、技術基準で要求しているような名詞を使って表現するような方針ですね。
0:28:41	個別項目の方に展開する場合には、技術基準で要求してるような、共通的な名詞をさらに個別の固有名詞に置き換えて、
0:28:52	書かなきゃいけないことを書く、固有名詞が主語になるようなものは、個別項目、技術基準で要求されてるような、名詞を使うようなものは、共通項目を、大きな
0:29:05	概念的な括りとしてはそういうイメージかなというふうにとらまえてました。
0:29:09	ですので、書き分けができないというふうに原燃で思ってるわけではないというのが現状でございます。以上です。
0:29:19	長タジリつ条文要求そのまま裏返したようなやつとか含めて共通的なところに書かれていて、
0:29:27	とりあえずなんですけど前回お話があった中で、例えば閉じ込めから最近だと閉じ込めのところがあって、閉じ込めに係る共通的な基本設計方針とか、どういうふうに閉じ込めますよって概念に関しては大小に書かれて、で、
0:29:41	それに関して第2章としてそれぞれのところに幾らか飛ばしてたと思うんですけど、換気設備だろうが廃棄施設だろうが使用済み燃料の受け入れ貯蔵のところだろうとはしてたと思うんですけど、そこに関してはその条文に対応する設備に関する記載を書くってことですかね主語の話を今された気がするんで、イメージはだから、
0:30:00	共通的な方針を踏まえて、各別の条文のところに属するような施設区分に属するような、それぞれの個別の施設に関する、どう設計するか、仕様表が別途要るんで仕様表と第2章の棲み分けなんだったところは別途残っちゃうんですけど。
0:30:15	個別施設を主語にした上でどう設定するかを具体述べるのが第2章とおっしゃるんですね。
0:30:22	はい。日本へのセガワです。大枠としては田尻さんに整理いただいた通りだと思っております。
0:30:32	規制庁たりです。その時に、第1章に共通的な話が書かれた上で第2章ってというのは、本当に個別の仕様だけオオオカカそれとも何か結構条文によってまちまちのような気がしてて第2章のところ、第1章のあた

	り分導入部分みたいなやつをもう1回変えたりとかいろんなパターンがあるような気がするんですけど。
0:30:52	そこに関しては、今のお話だと本当個別設備の仕事で、どういうふうに設計するっていうやつを第2章の方に列挙するような感じになるんですかね。
0:31:03	はい。日本原燃の瀬川です。
0:31:06	改めて見直してみるとですねタジリさんがおっしゃったように、共通に書くような内容が個別の冒頭の方にまた再登場してるような、
0:31:16	そういう条文があるというのも、認知しております。その部分の記載というのを、どうするかといった時にコソッと消すのか、個別として何ていうんでしょう
0:31:28	熟語をこう表現を変えるとかですね、そんなような対応で、小部通の記載としてふさわしい表現にする、もしくはそれができないようであれば、
0:31:38	共通側に預けてしまう。そんな整理をしたいなと思っておりました。以上です。
0:31:44	規制庁帯磁率何で円の住み分けに関しては今の話出た共通的なやつを個別で分けていくってところいいですけど。ちなみに第2章で書くものと、以前もくそも少し話が出たような気がする
0:31:56	小塚って最初、今日が定かじゃないんですけど、仕様表との書き分けとかって何か考えてますか仕様表は具体的数値を書くもんですかね。ちょっとどこまですみ分けていくかなっていう第2章のところに個別設備を主語にした設計方針を変えていくと。
0:32:11	割としようとして担保するような内容とかも結構出てくるような形になると思うんですけど。
0:32:15	ここもぎりぎり細かく分ければっていうところは当然あると思ってんですけど仕様表に書くものと第2章に書くものって整理できてますか。
0:32:26	日本原燃清水です。
0:32:28	2章の設計方針の中で、具体的数値的なところは仕様表に当然預けて記載しますので、設計方針では数値を使わないような記載、設計方針を作ることを考えてございます。
0:32:44	規制庁タジリつ一応、全体系統なんですけど、第1章に共通的な設計方針が書かれています。それを踏まえて、個別の設備区分原燃、最初の項目だろうが章番号立てて今やったら7ポツ8とか7ポツ7とかいろいろ書かれてるやつのところに、



0:33:00	この設備に関してどう設計しますよっていう、設計について確定度、その設計について、具体的にどういうパラメーターで設定しますよっていうのが今度仕様表に書かれるとかそれぞれそう繋がるようなイメージですかね。
0:33:13	日本原燃シミズですはい今田尻さんにおっしゃっていただいたイメージでございます。
0:33:19	はい。規制庁田尻です。衛藤。
0:33:24	ちょっと資料に戻って申し訳ないんですけどちょっと意図がよくわかんなかったやつとか頭にいるので、何ページか4ページとかのところで各条文における共通項目。
0:33:34	等個別項目の記載パターンについてというのが書かれていて、
0:33:38	パターン1は、多分個別設備を設置しないような11設計方針だけで終わってしまうやつっていうなんでこれは別に松波に限らず他はもう不法侵入とかあんなのかなそういうところも行っていいんですけど、
0:33:49	パターン2っていうのは、
0:33:51	これ廃棄に関しては設計方針がないのでしたっけ。
0:33:56	すいません。とは、日本のシミズ廃棄施設につきましてですね、
0:34:01	廃棄施設で受ける、当然自営と条文要求を展開した設計方針というのがございます。
0:34:11	こちらについては対象が廃棄施設に限定するといいます関わる場所ですので、法律の項目の方で整理することを考えてございます。
0:34:23	規制庁田尻ですそれでパターン3との違いって何でしたっけ。共通的な設計方針があってその個別部分だけが第2章っていうのは例えばパターン2とパターン3のサガワすみません。はい。コサクですけど、
0:34:38	パターン2は、一つの条文に対して共通で入るものではなくて、もう個別だけで対応しますと。
0:34:45	あと、パターン3は共通ではあるんだけど、部分的には個別の方にゆだねますというものがあることということ。
0:34:56	このあたり例示として竜巻書いてますけど、MOXの火災とか溢水とかも同じじゃないかなと思ってんですけど。
0:35:11	何か田尻さんがちょっと先ほどまで第2章のやつちょっとずれちゃったかなっていうふうな気もするんだけど、どうなん。
0:35:18	認識は合ってます。
0:35:24	いえ、ちょっとすいません、パターン2とパターン3が自分が見つけてしまった気がするんでちょっともう1回説明を変えると、すみません、西浦でございます。

0:35:35	僕らの閉じ込めにつけた閉じ込め関係廃棄の関係図だったと思うんですけど、あの当時米は一緒に共通的な項目を書いて具体の展開、と言いながら技術基準の条文適合としてあるのが、
0:35:49	甲斐木藤神吉がありますって言ったのがまさしくパターン2です。
0:35:53	そこは技術基準の要求に照らした設計方針を書くとともに、廃棄施設だったり換気設備の設備の構成だったり、その具体の設計方針を書くというパターンになります。
0:36:06	おっしゃっていただいているパターン3は、目的の火災水を同じように共通項目としての火災の発生防止とかの方針を展開した上で、感知消火みたいな具体の設備を第2章個別項目で見解をしたというものになります。
0:36:23	コサクです。で、その上で、おそらく田尻さんが混乱したのは今の石原さんの説明を聞いて思い出したんですけど、
0:36:32	廃棄施設ってとは言っても廃棄施設の条文だけじゃなくて、閉じ込めの条文だったり何なりっていうことを踏まえた方針も入らざるをえなくてというところからすると、
0:36:44	そういう視点については、どちらかとパターン4の関係の、
0:36:50	影響があるのかなあというふうにも思っててそこで混乱したような気もするんですけどタテウチさんどうですかね。
0:36:57	谷井ですすいません最近閉じ込めを見てたんでそこにぶら下がるようなイメージで排気がどうしても言いたいのでご指摘の通りのところがすいません気になりました。
0:37:08	コサクですそうだと思うんですねその時2、先ほどあまり
0:37:16	今日の最後のページで問題なさそうなこと言われてたんですけど、
0:37:21	パターン4みたいなやつがどこまで
0:37:26	第二相で書く必要があるのかみたいなことをですね、
0:37:31	このページでも、最後のページでも何か認識してないんじゃないかなっていう気がしてちょっと不安なんですけど。
0:37:38	どう考えてるんですかね。
0:37:41	大江志田です私が口を挟んであれなんですけどおっしゃっていただいている私もヒアリングを聞きながら、閉じ込めのところで、MOXパターンがなかった使用済み燃料貯蔵施設等みたいな、条文を受けてる要求とかいろんなパターン要求があって、
0:37:58	それをどう書き分けるんですかっていうところがもともとの発端だと思ってました。なので、この4ページでも、その説明は全くなくて、

0:38:06	結局は、とじ込みをピックアップにしたそれぞれの条文ごとのすみ分けであったり説明方針であったりっていうちゃんとその整理をしないとイケないのかなってプラス、
0:38:17	閉じ込め以外にそんなものがないのかっていう議論かなと思ってましたそういう意味では、コサクさんおっしゃる通りホームページが全く説明になってなくて、やりたいことが書けてないんだと思ってます
0:38:29	商品醸造施設等も、プールとしての要求を書くだけではなくていや薬理防止とかも含めた閉じ込めの共通方針から受けた個別としての書くべきことっていうのが条文要求は当然あるはずで、
0:38:42	それが共通の限定された区域に閉じ込める方針を受けて、個別でどう展開するんですか。条文要求と技術基準の適合としてはどういうことなんですかっていう。
0:38:54	特に臨空の整理をちゃんとしなさいというのが前回の宿題だったかなと思って認識してました。以上です。
0:39:03	はい、補足ですおっしゃる通りで、松田店っていうと、この最後の5ページのところの閉じ込めを見るとですね個別項目に展開事項なしになっちゃってるん。
0:39:15	ですけど、そんなことはないだろうそもそも何なんだからっていうことなんですよ。
0:39:20	結局は閉じ込めとしてまず共通方針全体書きますよって、その中2、
0:39:28	特別な設備にゆだねるというところ抜けがあるという感じでは共通方針は書きませんという意味ではいいんですけど。
0:39:37	共通方針で書いた上で、個別にも展開することっていうのがありますよと。
0:39:44	いう。
0:39:46	このもうピックアップしないと、この議論は収束しないので、
0:39:51	それで言うんですけどね。
0:39:53	共通方針で書きますと言っている条文について、
0:40:00	その0ゼロう資料。
0:40:03	別紙1から個別に、
0:40:08	展開すべきもの。
0:40:10	ていうのを、おそらく許可の添付の記載とかを踏まえると、抽出できると思うんですよ。
0:40:17	それーをリストアップすると。
0:40:21	この表としてもう第2章でこういうことは配慮して書いていきますと。
0:40:27	いうふうにマーキングできて、

0:40:30	それをどう、今回のヒアリングで処理していけるかどうかと。
0:40:36	いうことの話をしていくのかなと思ってたんですけど、セガワさんイメージつきましたでしょうか。
0:40:46	日本原燃の瀬川です。
0:40:48	恥ずかしながらなかなかついていけなかったところがあるんですが、今度閉じ込め、これ他にももちろんしっかり確認はするんですが、
0:40:59	閉じ込めという上位条文みんな条文所上位だったりするイメージなんですけれども閉じ込めという大きな条文に対して、今回例示で出てきたような、換気設備の 28 条とか、
0:41:14	あと何だ、廃棄施設とか、こういったものは、上位の 1010 条の閉じ込めの要求を受けた上で、
0:41:24	廃棄施設としてさらにこういう対応をすべき、換気施設として、こういう対応をすべきという閉じ込め以外の部分の要求もこの条文で整理されてる閉じ込めの、
0:41:36	子供のような位置付けの条文かなというふうにとらまえてます。なので今この 5 ページの表ではですね、閉じ込め機能の下に個別展開なしとなっているんですけども、
0:41:49	これ閉じ込め展開なしではなくて、24 条だとか、
0:41:53	28 条というところで書こうとしたものが、個別項目に整理されていくんだらうなというふうに、イメージしておりました。そういう関係整理を、他の共通だけに預けてる条文、
0:42:08	に対して、子供になる条文っていうのが本当にいないのといったところは、今一度整理したいなと思っていました。という認識でしたが、いかがでしょうか。
0:42:22	規制庁加来です。まず大枠としてはそういうことなんですけど、その上です、東さんなんだろう、今年で書くべきものがあるというものについて、
0:42:35	00 資料で、どうしますか。
0:42:39	とか、00 じゃなくてこうしますとか、
0:42:42	というかというそのヒアリングの対象方法をここで議論しようという話だったと思うんですけど。
0:42:53	日本原燃車です M O X データ的の例からいくとまず 0 その相互関係があるやつをまとめた上で相互関係あるものでリンクを図る場合は昨日の閉じ込め機能ですかね閉じ込めの時にもありましたけど、

0:43:08	これこれ、その設計の中で書いてあるとじ込みの設計方針アプリコの部分については、第2章のこれこれに預けますというところを展開をするという書き方をする。
0:43:20	いうところを、何を選ぶか、何を預けるかってところで、舘野CEOの中で十分議論をさせていただけるかなと思ってます。ただそのまとめた図があって、成立する話ですけども、以上です。
0:43:36	はいコサクですそう思うので、
0:43:40	00名、別紙4だと別紙4の前に、全体構成を示していただいて、デマケがわかるようにし、していただいた上でこの
0:43:51	じゃあ、ここにここまですすねみたいのがわかるようにしていただきましたけど、別紙1の世界でもすね、
0:44:01	どの程度、個別に振るのかどうかというのはわかるようにしていただいたらいいかなと思いますし、この方針の中身については、今石原さんが言われたように、
0:44:13	具体的にすね、これはどこの第2章のここに持ってきますと、
0:44:18	というようなことがわかるようにしていただくといいかな、それは
0:44:23	確実に拾われるようにすねその全体体系の図を見せていただいた上で、その受ける古川のところでちゃんと拾えてるのかっていうのをチェックした上で、この部分の、
0:44:34	00資料を出していただければと。
0:44:37	いうふうに思います。
0:44:39	ここまではセガワさん理解できました。
0:44:43	はい。日本原燃の瀬川です。理解できました。
0:44:48	はい。補足です。その上でなんですけど、今の閉じ込め等、はい、換気なり、廃棄という関係であれば、
0:44:58	個別個別項目の設計方針のときに主になる条文があるので、そっちの主の条文のときに拾いますということでもいいんですけど。
0:45:11	主になる条文がない。要は主工程の設計方針ということになるんですけど、それをどうしようかっていうのが、
0:45:22	大本。
0:45:24	の発端で、それを安易に入れましたと言ってきたんですけど、
0:45:29	それでいい。
0:45:30	理解できるんだっけみたいな話になったのが大元の議論だったと思います。
0:45:37	今回はそういう、それはどうなるんでしょうかというところなんですけど、MOXの方は、今回小部通、

0:45:48	項目の設計方針っていう、今回というか第1回においては、火災防護と、溢水防護でしたかね、は
0:45:58	個別に入ってますけどそれは条文対応があるもので、それ以外については、主要工程のやつも出てはいるんですけど、それは建屋の入れるという関係から、
0:46:10	ごく最低限のことが書かれるということで、条文、個別の条文対応のところまでは、次回ということになってたからあまり議論してなかったと思うんですよね。
0:46:22	その辺りどうしていきましょうか。
0:46:30	はい、日本イシハラでございます。
0:46:33	もともと目的の例出しで幾つかやりとりをさせていただいた記憶があるんですが、個別の設計方針の中で再処理の場合だと、
0:46:45	本文添付両方やってたかは、ちょっと私も記憶が定かじゃないですけど個別施設の設計として設備構成を述べ、設計の、その施設の特徴書きそのあと2、
0:46:56	臨界閉じ込め、電源喪失だとかそれぞれの共通項目とぶら下がるものに対して個別の施設でどういう設計をしますかと。
0:47:06	いうことを展開をしています。
0:47:11	ああいうのを、00シリーズをやるときに、その個別でやってるものは、当然ながら、共通の臨界だったり遮へいだったり閉じ込めだったりの設計の中で、
0:47:22	共通的にこうするんだという設計方針を述べているのでそこに全部紐付けて、の番号を飛ばしてですね、そこで述べますよということを語っていたと思ってました。それが共通とリンクがあるもの。
0:47:36	例えばMOXでいくと、グローボックスに対して個別に要求を課したものが成形施設なんかでいわゆる設計基準事故との関係であるんですけどこれはもう個別設備の設計として、
0:47:48	成型施設が出てくる当然展開をするので、そこで扱いますという、そういった仕分けをして、ああいうと、個別設備を、基本設計方針なりの展開の仕方をすみ分けていたという記憶があります。
0:48:05	はい。そこです。その点では今成形施設方針を見るとですね、負圧維持とかが少し書かれていたりということで、
0:48:15	拾ってる部分が幾つかあってと。
0:48:18	いうところろうです。で、それでと、磯田さんこれってヒアリングとしてはどういうふうに進めたんでしたっけ。

0:48:28	はい。IUのレベルD、例えば終了しますと言ってもラインを、成型施設の設計方針を説明した時に、どこまで書けますか。今回っていうのが主ではありましたが、
0:48:45	個別としてそのやらなきゃいけないところは個別で書きます等々の部分についてはそれぞれ、リンクを飛ばしますよということで、別紙1の②を説明する中でそういうことをやりとりをしてたと記憶をしてました。
0:49:02	はい、発足ですわかりました。そうすると、再処理の方で今回案いうで出てきたこと自体はMOXの進め方とは整合はしていて、
0:49:13	その時に各条文での総展開すべきものというのを拾い上げて、こう入れてますよという説明まで十分頭消化してなかったっていう、
0:49:26	ところですかね。
0:49:28	はい、乳井西田でございます。まず、多分、私も聞いててあるんですけども、なぜこれを今回入れたのかっていう、冒頭の説明もなかったですし、これどういう扱いにするんだっていう展開の基本的な考え方も説明をしてなかった
0:49:43	と思うので、そっちの方がなかったのが最初の、なんていうか、入口がもう失敗してるかなという気は今日聞きましたね。はい。
0:49:53	はい。補足です。で、
0:49:55	その時にですね、遠いMOXの場合は、建屋の申請ということで、その関係から各施設、
0:50:07	申請すると、いうことがあったので、その中でどこどこまで書けますかっていう話でヒアリングを進めてきたということですけど。
0:50:17	再処理の場合わあ、冷却塔周りだけというのが申請対象なので、それに対して個別項目の設計方針でどこまで出すんですかと。
0:50:30	いう時にその議論がなく、おもむろにせん断と来たので、何なんですかかっていうことになったと。
0:50:38	いうことだと思います。で、その点についてわあ、とりあえずせん断はやめます。
0:50:48	冷却水設備だけですっていうことに今回
0:50:55	すいません申請としてはそう思ってたけど、補足00でもそうしますっていうふうに今回言ってきたっていうことで理解すればいいんですかね。
0:51:05	はい。その通りでございます。
0:51:09	はい、わかりました。そうする等、少なくともまず冷却水設備設計方針で書くべきことと、
0:51:17	いうのを整理をする必要があるんですけど、

0:51:22	これは、
0:51:23	どこで話しします案いうですか。
0:51:27	それとも閉じ込めですか。
0:51:32	はい。日本へのセガワでございます。今のコサクさんの問いに対してです ね。
0:51:39	ちょっとまずいなとちょっとってしまったんですが、
0:51:42	えーとですね、冷却水設備が担っている崩壊熱除去機能、主たる機能と しての崩壊熱除去機能ですね、これっていうのは、閉じ込めの条文十 条、
0:51:55	の要求として整理しておりましたこれ 09 で共通 09 の資料でもそういう 整理をしております。
0:52:03	そうした場合にですね
0:52:06	安全冷却水系の設計方針の中身個別の中身を見ていただくときに、
0:52:13	16 条の各条 00 資料に、
0:52:18	抱き合わせで示すのが美しいのかというと、
0:52:22	主従関係というか重さから言えばですね、十条側にぶら下げて、見てい ただく方が綺麗かなというふうにちょっと印象を受けました。
0:52:33	はい。
0:52:34	以上です。はい補足です。
0:52:37	最初からいいとしてこう話を展開したわけではないんですけど、何となく そんな気がするので、
0:52:46	先ほどから MOX の、
0:52:47	状況から案いうでもおかしくないというようなところには、少し話をし ましたけど、関連する条文が結構強いものなので、それであれば、そう いうところで説明するというので、
0:53:00	おかしくないと思うんですね。
0:53:03	個別上の部分になってるところの対応は、
0:53:08	ベツツだけでっていう話をしているのに、共通のやつをぶら下げるとい うことと、似ている話だと思いますので、その点では、
0:53:19	個別に振る部分っていうの説明は、そその内容に応じて、ぶら下げてい ただければ、
0:53:27	説明としては聞けるかなというふうに思います。その時に、その条文だ けじゃなくて、いうだとか、もろもろ小部通項目の基本設計方針にも展 開すべきものがあると。
0:53:43	いうものを確実に拾って網羅的に拾ってますよという説明をしていただ くと。



0:53:49	いう形で書類を作っただけだと、ヒアリングはしやすいかなと思いますのでよろしくお願いします。
0:54:00	はい。承知いたしました。
0:54:06	はい。補足です。で、今回は冷却水設備なのでそういうところになりますけど、せん断なり、主要工程のところについては、ぶら下げる場所がないので安易でぶら下げるとするのはそれはそのまま構いませんので、
0:54:21	それは第2回の話になりますけど、第2回です。円滑にするためにも、今回冷却水設備のところでも共通方針から個別に展開すべきものと、
0:54:32	いうものをしっかりと上げて、それについては第2回の子、せん断等々の施設でも同様ですと。
0:54:40	というようなことで説明。
0:54:43	いただけると、次回に繋がるかなと思います。以上です。
0:54:52	田尻です。今の関連で1点だけ確認なんですけど、今回っていう意味で安全冷却水系が出てきてですね、閉じ込めに絡むからそっちでって言った時に、Fの方の冷却って、設備区分ってというのは、冷却水系って意味でちょっとここにぶら下がってるんだっけ、安全冷却水系じゃなくてあれもうちょっと施設の方にP R A触ってましたっけ。
0:55:14	温泉。
0:55:17	日本へのセガワですけれども不能冷却も安全冷却水系の設備区分になります。
0:55:25	そういうことで規制庁館ですけど、だから安全冷却水系としては一色閉じ込めFの閉じ込めもそこに行ってぶら下がる形になってるからそこで売った、
0:55:36	で、その中でも貯蔵の限定された10なんてだって17条か何か限定された部分は19条ですね、19条に限定された部分だけはほかのところにも書きつつとかがあのような気がするのでちょっとその辺りの整理も
0:55:50	特に、今回のF施設の方のやつは、さらに条文とか設備区分跨ったりしてしまってるような気がするのでその辺りの整理もちょっとお聞かせいただければと思うのでよろしくお願いします。
0:56:01	はい。日本原燃の瀬川です。昨日の閉じ込めの部分でも同様の指摘いただいたかと思いますので、条文の預け先、預け元、そういったところの関係整理もしっかりさせていただきます。以上です。
0:56:21	規制庁志水です。ここで資料について規制庁側から確認ございますでしょうか。

0:56:32	原燃側から、こちらの資料について振り返りとスケジュールについてお願いします。
0:56:40	はい日本原燃の瀬川でございます。
0:56:44	この共通と個別の書き分けについてご指摘いただいたところを振り替えさせていただきますが、共通側に預けるとしていたような条文、これは00資料として、
0:56:59	その預けるとしていた条文と、それにぶら下がる条文たちですね、個別施設として個別事項として書いていくようなものの関係、これを00資料としてどう対処していくんだといった部分のご指摘に対しては、
0:57:13	別紙4の前にですね添付書類の全体構成感相関図というのを示させていただいておりましたけれども、これを別紙1のもうちょっと、基本設計方針の世界でも同じようにですね、
0:57:24	全体を見る、見える化して相互関係、をしっかりとイメージ化して、共通認識を図らせていただきたいというふうに考えております。あと、最後の
0:57:37	田尻さんのご指摘の部分ですね条文なつ預け先預け素の整理、これもこの整理でカバーできてるかなというふうに認識しております。
0:57:46	あと、
0:57:49	あれですね、条文紐付けのない移設Bの方針、今、すべて案いうに何も考えずに載せてしまってるようなものですね、これはきちんと、
0:58:00	その設備が担う、
0:58:03	主たる機能というものをきちんと認識した上で、預けるべきところにしっかりぶら下げるというやり方ですね、再整理をさせていただくということを考えております。
0:58:15	結果して伴いう側にどうしても載せておかざるをえないところではメインプロセスのせん断溶解こういったところはちょっと汎用側に残るかなというような見直しを行っておりますが、
0:58:26	冷却水設備等はきちんとしかるべき場所に収め直すというような対応をしたいと思っております。
0:58:33	そういう交通整理をしていかなければならないのですが、
0:58:40	タイミングとしてはですね週連休明けの、
0:58:48	週で、再度、この整理結果をご議論させていただくべく、ですので来週中ぐらいを目標にですね、
0:59:00	資料を提出させていただいて、休み明けにすぐ見ていただけるような状態にできたらなというふうに考えております。以上です。

0:59:11	はい。規制庁清水です。回答こちらの資料について規制庁側から特に何かありますでしょうか。
0:59:20	規制庁コサクです。
0:59:23	今言われたスケジュールで、資料は電気、来週中に出して、来週の前半で、
0:59:33	ヒアリングをして、2付け合わせをして、それに応じて、具体の00資料の修正をして提示。
0:59:43	されるっていうことでいいですかね。
0:59:49	日本原燃の瀬川でございます。非常に苦しいですけれども、そういう流れにせざるをえないと思っております。以上です。
0:59:58	はい、古作です。
1:00:03	そうなので何ですかね、ここの00を作っていくときには、共通の設計方針のところからどこまでを
1:00:14	具体個別通数方針に入れる必要があるかという。
1:00:18	抽出作業をしっかりとやっていくってことは必要だと思うんですけど、来週資料提示再来週前半でヒアリングというところではそこまで精緻にやられてなくても、
1:00:32	あり得るといふようなところでマーキングしていかれてこういう体験のもとに作業を進めますと、いうことがわかれば十分だと思いますので、
1:00:43	並行して作業にすんなると思えますけど対応よろしく申し上げます。以上です。
1:00:49	はい。日本原燃の瀬川です。
1:00:52	助け船を出していただいて大変恐縮ですけれどもありがとうございます。並行して作業させていただきたいと思えます。以上です。
1:01:01	規制庁シミズ他規制庁側から何かございますでしょうか。
1:01:08	藤。
1:01:09	和気。
1:01:10	なければ、続いて次の資料に移ります。
1:01:14	藤加茂00。
1:01:17	ここについて、
1:01:18	はい、原燃側から説明をお願いします。
1:01:24	はい。日本原燃の山本です。令和4年9月8日に提出したかぼう00-01 <sup>⑮</sup> について説明させていただきます。
1:01:33	今回の資料については、資料の修正については、再処理のヒアリング、前回1月に実施しており、そのあとMOXのヒアリングにおける指摘事項への対応として、

1:01:44	主にイント系統分離に関わる記載の横並びを図り修正しています。
1:01:49	これに加えて、9月6日に提出したMOX補正書の
1:01:54	ボックスの補正書をもとに供用に関わる記載の横並びの方を図っております。
1:02:00	別紙23号については、分割申請の変更に伴う構成の見直しの方を行っております。
1:02:09	今後の方で、今後なんですけども、基本設計方針については、許可との整合を優先して記載しておりましたが、先日認可されたMOXの補正書と、厳密に記載を合わせていなかった部分がありますので、
1:02:23	そちらの当局からの意味合いが変わらない範囲で、MOXの補正書を横並び測って修正していきます。
1:02:31	あと、別所の別所についてなんですけども、金貨部分の記載について、社内ルールの方に基づいてポート、今後修正を行っていきます。
1:02:41	以上となります。
1:02:46	はい。
1:02:49	規制庁側から、当国等ございましたらお願いします。
1:02:57	衛藤谷井です。衛藤。
1:03:00	9月9日に出していただいた別添加古0001の決定ん使いながら幾つか確認させていただければと思います。
1:03:09	衛藤。
1:03:10	まず、基本的な話なんですけど、資料でいうと右下5ページぐらいから、施設特有飾りのところLower。
1:03:19	ここを比較してないのはもう自明だから比較してないと思っとけばいいですか。
1:03:25	はい。日本原燃の山本です。藤さんのおっしゃる通りです。
1:03:30	はい。医長谷井です。
1:03:32	何か比較してる時と比較してないときがあるので、枠外に書いてあるやつで許可制法とかのところで読めるのかなと思いつつ、
1:03:41	わかるようにだけしといてもらうと見やすいかなというふうな気がするんでよろしくをお願いします。で、その上で続いて次、右下9ページ、10ページも若干関連するんですけど、
1:03:50	T2は、日本語の読み方はわからなかった。
1:03:54	けど真ん中んところ泥酔様だ
1:03:56	とする設備は、
1:03:58	溶接構造等によりヶ年生活の漏えいを防止し、防爆の対策を行う設計とするって言うてるんですけど、この漏えいを防止しっていうのは、漏え

	いを防止、防止することによってという意味で使ってるのか、漏えいを防止するとともに、防爆のっていうふうに言ってるかというところどっちでしたっけ。
1:04:16	日本原燃の土田でございます今館さんがおっしゃった方でいきますと前者の方になります。溶接にすること自体が防爆の対策の一つとなっております。
1:04:28	規制庁た比率なんで防爆って言葉を明示したかったというだけで対策自体はもう9とそんな変わらないと思っていいんですよ多分。
1:04:37	はい。日本原燃の津田でございますご理解の通りでございます。
1:04:42	はい。規制庁田尻です。
1:04:44	わかるじゃ分かるんですけどとり方が幾らでもできてしまうような形なんでもうちょっと日本語わかりやすくしてもらいたいかなというふうな気がします。
1:04:52	その上で、続いて、右下11ページのところなんですけど、
1:04:58	ここはどこまで記載するかというところもあるんですけど、右下11ページのところ下から、
1:05:04	23個目ぐらいのパラのところ、割と黒字のところが多いところなんですけど、どこまで記載するかの方に今またはカメラで機能集約、
1:05:14	替えるっていうところがあって、許可の添付に書かれたやつをどこまで書くかというところはあるんですけど、ここで複数のカメラで監視するとか物質の近接を防止するとかいろいろ多分言葉が書かれたところだと思っています、
1:05:28	何かというと、耐火材で覆うって話と、9位を監視するっていうのと若干で道路が違って、耐火材で覆うのは対策自体なんですけど、これ、下の周囲を監視することで物質の近接を防止するっていうのが多分許可。
1:05:41	書かれた話だと思っています若干並んでないかなという気がしているんですけどここって、
1:05:47	言葉としてってどこまで言葉として対策の欠陥ってどこまでならば合わせようとしてますかね。
1:05:59	規制庁タジリです
1:06:01	言ってるのはキョカテンボウのところだと
1:06:04	それぞれ対策として何か対策する、しての言葉がそれぞれしっかり書かれてるんですけど若干言葉を省略しにいったことで、内容わかりづらくなってる気がするので許可店舗に合わせた言葉遣いにするか等健康に検討いただければというのが指摘です。

1:06:19	やっぱり。日本原燃の津田でございます。はい、ご指摘の点承知しました。基本設計方針というところで丸めすぎてる部分があるかと。
1:06:31	認識しましたので、今のご指摘踏まえて衛藤再度許可整合の観点で意味が変わっていないか、見直したいと思います。
1:06:42	規制庁館ですよろしくお願ひします。で、その次は単に日本語なんですけど、不要な加熱を防止する必要がある場合は、何とか何とか不要な加熱を防止する設計とするってあるんですけど、何とかの場合は、
1:06:54	あってもなくてもいいかなというふうに思いますちょっと言葉が冗長かなという気がするのでその点ご検討いただければと思います。
1:07:02	はい。日本原燃の岸田でございます承知しました。
1:07:05	はい。規制庁谷井です。続いて右下 13 ページなんですけど、中段ぐらいのところでもた放射性物質を内包する機器を収納するグローブボックス及びセルパネルの内というところがあるんですけど、
1:07:17	まずセルパネルって、新生児医療をよく使ってましたっけ。
1:07:27	はい。日本原燃の千田でございます申請書上は本部テンロク等に使っておりません補足のところで使っておったんですが、この等ですね頭書き下す際に等に含まれるもの何があるかといったときに、
1:07:44	グローブボックスがこちらしかなかったもので今回出したというのが考えてございます。
1:07:52	今日対立せるパネルって瀬野外壁の古藤っていいんでしたっけ。
1:07:57	これはホシノ際にですね市民性の観点から、使っているようなものでございます。
1:08:08	規制庁田尻です。案のものは少しわかったんですけど、ちょっと言葉をやっていただいた方がいいかなと思っていてグループとかならわかるんですけど、セルパネルというものが何を指してるのかが覚えてない気がするので、
1:08:20	こういった設備で確保するパネルというので生かせるパネルとして使うのは構わないと思うんですけど、いきなりセルパネルと言われたときに、物がイメージしづらいところがあるのでちょっとご検討いただければと思います。
1:08:32	はい、原燃津田でございます。ご指摘の趣旨は、承知しました時さいいですねともう少し中身がわかるようにするか許可に合わせるか再度検討いたします。
1:08:46	はい。規制庁田尻です。その上でこの文章なんですけど、これ文章が書かれていた上で、

1:08:53	それらのうち貧富の放射性物質を取り扱うグローブボックスでっていうところで不燃性材料または難燃性材料となってるんですけどセルパネルに関しては不燃性材料の難燃性材料ではないって呼んでいいんですけど。
1:09:15	ちょっと。
1:09:18	日本原燃の津田でございますただいまの土石ウエル f o r d a t e 競りパネルが出てきて下の方はグローブボックスだけになってるといいうご指摘か等、
1:09:30	理解したんですけども、ここで言いたかったことはですね対象としてはこれら二つがございますが、そのうち対策を講じる必要があるものとして上で
1:09:43	言ってるところ、すいません対策を講じる必要があるものとなるのがグローボックスのみというそういう整理になります。
1:09:52	成長帯磁率必要性っていう意味でいうと機能に応じてやってるんだろうなと思いつつだったんですけどや登場人物で出した上でその対策何も触れない形になってたので、これ実際としてやってないっていう説明でしたっけそれともとりあえずやる必要があるものについてキョセキ法人としては明記してそれについての
1:10:10	そこ以外の理解者でとかちゃんと説明しますよという整理でしたっけ。
1:10:14	こちら、日本原燃の千田でございますこちらについてはやる必要があるものとして通常時一番ラインになる到達可燃性のパネルを使っているものというのが戸谷、対策をやる必要があるものになってございまして、
1:10:33	そういった観点でいきますとこちらの整理パネルはやる必要のないものとなりますので、後段で省いておりますので、衛藤はい。そういった整理で書いてございます。
1:10:45	規制庁たりですね対策、まず母集団を変えた上でそこで対策するものについて明示に書いてってことで許可の流れがこれだったような気がするんで状況は理解いたしました。すいません。補足です。
1:10:58	許可の流れというのであれば、あれですかね。
1:11:03	C T G。
1:11:05	を開き切れページ行っていただいたらと思うんですけどちょっと今の話が私理解できなくて、
1:11:14	知久さん。
1:11:15	別紙 1 何ページ。
1:11:17	教えていただけますか。
1:11:20	前年チダです少々お待ちください。

1:11:28	大坪です。はい。原燃の肥田でございます右下 50 ページになります。
1:11:38	はい。
1:11:40	何がわからないかというところ、この段落で何が言いたいのかって文末の方のことが言いたいんでしょうけど、
1:11:48	全体には入るけどこの対策は不要ですって言われても全体ってなんだよっていう全体の意味合いが何も書かれてないというような気がしていいですね。
1:11:58	それは許可ではどういう形になってるのかを説明してください。
1:12:06	はい。日本原燃の津田でございます。えっとですねここ許可ではですねご指摘の通りで、あまり明確には見えにくいと思う。
1:12:20	います。詳しくは補足説明資料整理資料の方でご説明をしたところが多くございます。
1:12:30	そうは言ってもですねこの 50 ページのところで見えていただくところとしましては、6 のところに書いてるんですけども、
1:12:42	ちょっといろいろグレーとか書いてますけども、
1:12:47	えっとですねテンロクのところの第 1 パラグラフで、対象とすべきものとしては、規制庁た亀裂、
1:12:57	本文を行っていただいて、
1:13:02	多分ここは許可本文のところに置いて、要はそのとじ込み機能、その機能を喪失することで、最初にて何でそこだものっていう形になっていて、
1:13:13	面積に挙げられたもの以外に関して、
1:13:16	その機能喪失長い場合でもがんと、
1:13:19	飛び込み機能が担保できるとかそれで十分であるから対象になってないとかそういう整理な気がするんで多分天下添付であるとか補足の説明だけだと、多分繋がらない気もしたんですけど、違いましたっけ。
1:13:31	現実でございます失礼しました今おっしゃっていただいた通りですすいませんちょっと詳しくご説明を差し上げようと思っておりましたが本文のところでは考え方は、読めるようになっております。
1:13:47	規制庁コサクです。本文と添付さらに、
1:13:54	整理資料を見るとわかるというところを一体にまとめたが結果としてよくわからない文章になったというふうに理解をしました。
1:14:03	衛藤。
1:14:05	内包するもののうち非密封でという、
1:14:09	大枠で言えば、
1:14:12	理解はするん。



1:14:14	ですけど何で非密封ではということと言うと、許可本文の安全性を損なう恐れがある。
1:14:23	範囲をそれにそういう形で特定をしたと。
1:14:26	ということなんですけどそういったと切って、設工認の基本設計方針をそういう結論だけ書くんですけど、許可本文の。
1:14:36	文言は残しつつまとめるとか、
1:14:40	でもいいような気もしたんですけど、どんな作業してったですかね。
1:14:49	日本原燃の千田でございます許可本文に書いている考え方含めて、どうせい許可整合の観点からも書くのが、当然とは承知しております。
1:15:03	それですみません書いたつもりが、今のご指摘だと思いますので、すいませんコサクです。それで言うと、順番があれですね、私のイメージは先にそういう、
1:15:16	本文事項がありそれを具体化する点ぶ-6 からくるものっていうふうに思ってたんですけど、逆転してて、
1:15:24	非密封でがあって、それによって、
1:15:27	許可本文に書いてある機能を損なう恐れん。
1:15:31	云々というところに、
1:15:34	書かれていて一応抜き出してはいるってことですね。
1:15:39	はい。前年千田でございます抜き出すっていうのは売るつもりでございます。
1:15:44	ちょっとご指摘を踏まえ、再度読むと確かにはい、わかりづらいとか不十分かもしれませんのでもう一度見直したいと思います。
1:15:58	はい。規制庁コサクです状況はわかりました今書いてあるのだとグローブボックスで云々ってまた何か条件つきのような形になってるので、
1:16:08	恐れのあるもの=非密封で扱うところと、
1:16:12	いう。
1:16:13	整理をしてると今理解してるんですけどそれでいいですか。
1:16:18	これ日本原燃の千田でございますそのご理解で結構でございますそういったつもりではい。許可の際にはご説明しております。
1:16:27	はいコサクですわかりました。それであれば日本語としての表現の仕方っていうところだと思いますので、
1:16:36	整理をしていただければと思います。田尻さんすいません、ちょっと。
1:16:40	田尻さんのコメントは多分それで、
1:16:44	それと同期だったような気もするんですけど。

1:16:47	連れていったらちょっと補正をしといてもらえればと思います。よろしく お願いします。いや聞いていただいたやつで対合ってます。ちょっと初 めて見ました。すみませんありがとうございます。
1:16:59	今日ちょっと次です。ちょっと、せっかくゼロゼロも使っているのです こを使いながらなんですけど、
1:17:08	9月8日提出の00の本体の方でいうと87ページとかになってで、
1:17:16	別添の方で言うと比較表の方だと23ページとかなんですけど、
1:17:21	どこまでこれも本文にっていうところはあるんですけど火災関連の運用 の話っていうのをどこまで基本設計をして担保していくかっていうとこ ろになるんですけど、0本体の伊佐87ページのところで、通常時人の立 ち入りが何か可燃物がないところっていうところがあって、
1:17:38	ここんところでたびたびなんですけど要は可燃物へとか全部スノーを持 ち込まないという話を書いていて、要は結局管理の話がここに書かれる 形になっていて、ここの運用の話っていうのは、どっかで読めるもの になってましたっけ結局これが、
1:17:53	その中には可燃性物質が元からなくて、定性的なものとかしなくて
1:18:01	すみません、
1:18:04	SMSがないことが前提での設計を書いている気がするんでそのあたり をどうしてるかというのを説明ください。
1:18:15	はい。日本原燃の千田でございます。江藤。こちらはですねまとめる形 にはなってしまうんですけども、添付のですね火災防護計画に関する8 項がございますので、
1:18:30	そちらのところで火災後、可燃物管理に関することというところで、は い、対応する旨を記載してございます。
1:18:55	ちょ、ちょっと1本だけそれちょっと別件つけよる電話入ってる。
1:19:00	戻ります。
1:19:04	古作です。ちょっとアイデアを得るようなことなんですけど、
1:19:08	大枠でいうと、他の条文とかの関係だ等措置関係を書いているところは、 ここに保安規定との関係を書きつつ、
1:19:19	取りまとめとして最後に
1:19:23	リストアップするという感じで書いていたかなと思う。
1:19:29	ているんですけど、
1:19:31	火災防護については、火災防護計画というまた大きな枠がこの中にある ので、そこで集約しているっていう。
1:19:42	ことですかね。

1:19:45	日本原燃の千田でございます。ですね、例えばなんですけども、右下のですね
1:19:57	100 図でありなんですけど、それから第 2 パラグラフのところですね運用に関するところというのは火災についても保安規定に定めて管理するというを書いておりますこれ以外にも
1:20:16	火災関係たくさん運用に定め、保安規定に定め管理するというで、それぞれについては、個別に書いた上で、
1:20:27	それらが、それらをすべて火災防護計画の方に、最後まとめて、添付で書いているという構成です。で、
1:20:38	なので基本的には他の条文と同じではあるんですけども、今ご指摘いただいた 87 ページについてはですね、
1:20:48	これは何ていうんでしょう、火災感知器をですね、設置する必要がないところの設計方針として、可燃物が通常ないところというところを、
1:21:03	と書いておりますのでここについてだけ、保安規定に定め管理するという文言は書いてございません。そういった考え方でございます。
1:21:14	古作です。ちょっと、
1:21:17	とよくわからなくて、
1:21:22	と設置しなくていい理由になっていて理由だカラー、降りませんというふうに言われたような気がするんですけど。
1:21:30	それは理由が成り立っていないとその方針ワー、成り立たないんで、トータルとして方針成り立つように書くという意味では、あと同じような気がするんですけど。
1:21:41	何か違いがある。
1:21:44	ということなんですかね。
1:21:48	日本辨野チダでございますご指摘としてはその運用をもって担保してるんだからそれは他と同じでしょうというのが理解いたしました。
1:22:03	どうせ徐々にです。
1:22:06	いただいた通りですみませんちょっと 1 回、申し訳なかったですけど正田さんに言っていたいただいた通りなんですけど、その設計とか運用を担保することが、設計の 1 要件で担保しなければいけない事項なので、理由だからというよりは、理由だからこそむしろ担保しておいていただかないと、設計の前提が守られ、要は約束されてない状況になるので、
1:22:26	そういったものに関してしっかり書いた方がいいんじゃないかという花シート、今もって最初指摘をしたんですけどそのあたりの認識はどうですか。

1:22:35	はい。現状でございます先ほど少し発言してた通りではない。営業で担保するんだからそれはそう書くべきだよねというのは、承知いたしました。
1:22:49	ここ、すみません検討させてください趣旨理解しました。
1:22:57	規制庁館です。運用に関しては内部事象だとあんま出てこないんですけど、外部事象系は結構運用として退会てるものがあって、そこで書き方ルールとかも決めながらやってると思っていて、
1:23:10	ただ、ウェブ事象のところは個別に、設計と合わせて書くようなやつはそこに書くつ最後にもう1回まとめてとか、とかあるんですけどそこに関しては火災防護計画が別途書いてあるところがあるので、個別分
1:23:21	だけ書くとか火災での整理を考えていただければいいかなと思うんですけど、要は設計方針として担保することで、
1:23:29	そのあとに書いてあるものの設定の前提になってるようなところとして何を担保しなければいけないのかというところは葛西もボチボチいるような気がするので、そのあたりもご検討いただければと思います。
1:23:41	はい。こちらでございます。はい、承知いたしました。先ほど申し上げた通り運用面で担保するところは基本的に他条文と同じようにですね書いた上で、火災防護計画というふうな流れにはして
1:23:57	いますが、衛藤でご出席いただいた点を踏まえて、再度確認いたします。
1:24:06	はい。規制庁谷ですよろしく願いいたします。
1:24:09	細かいところ。
1:24:11	てなんですが
1:24:14	右下比較表のほうの右下 31 ページのところで、
1:24:19	ポンプ室の話が書かれていて、
1:24:21	MOXだと人による消火可能な設計とするというふうに言って、再審査と人による消火とし、関連式、
1:24:28	排煙
1:24:30	機等を設備することを保安規定に定めて管理するという形で、設計というよりはいきなり管理を謳うような文章にはなってるんですけどここっ てあえて書き換えてるんですけど。
1:24:49	はい。日本原燃の打田でございます。所長が知久さん。
1:24:54	それは、
1:24:57	はい。はい。すみません。こちらですね等MOX法では許可で再処理で言ってる可搬型排煙機D云々というようなところは記載してございませんでして、

1:25:12	最初に特有の記載になっておりますので、このような差が生じております。
1:25:19	規制庁田尻です。主気が伝えてもらったんですけど要は何かっていうと再処理の方も人による消火が可能な設計とするまた、可搬式だとかをっていうふうには書けば同じような構成な気がするんですけど一つの文章で書くことによって、
1:25:33	人による消火年っていうところが設計なのか、保安規定の一部の話なのかどうかちょっとわかりづらくなっているので、設計部の設計部分でうたった上で保安規定に定めて管理する部分と分けてもいいんじゃないかというのが質問の趣旨です。
1:25:46	日本原燃千田でございます承知しましたちょっと、そうですね設計の利便と運用の部分混在しているかと思っておりますのはい。衛藤。
1:25:58	再度検討いたします。
1:26:01	はい、規制庁田尻ですよろしく申し上げますこの部分も個別設備部分だから比較とかのところが書かれてないところだと思うんですけど、もともと後文章を言ってるところ、特に語尾とか、もう、
1:26:13	後に来るものが設計なのか運用なのか設備の設置とかなのかでいろいろ多分中身変わってしまう時間があると思うので、そういった点も含めてご検討いただければと思います。
1:26:23	次右田 33 ペイジーなんですけど、
1:26:26	向こうは、このセイリガクですねMOXの一番下のところで、また奥津燃料加工施設と今の境界の扉の再処理と共用するっていう話を書いていて、
1:26:37	最初の方ではそこの記載をしてなさそうなんですけど、ここって、その後を書くもんじゃなくどっちかだけ書くんですけど。
1:26:49	日本原燃の山本です。こちらの方も工夫の部分とウランプルトニウム混合酸化物町施設の境界の扉については、進行時期の違いから、再処理の方は記載していないということになっております。
1:27:07	傾聴度です。それを今後書くっていう意味で今回の申請では入ってないってことでしたっけ。
1:27:14	日本原燃清水ですご理解の通りで、こちらですね、今日、00 別所です。別紙 1 の②でですね、竣工後に書を示します申請しますというものを記載してございます。
1:27:28	規制庁タジリすいません別紙 2 のところ見損ねてましたあそこで書いてるんですね。
1:27:33	は、

1:27:33	できれば別紙1シリーズ過去の比較評価でもわかるように書いてもらおうとわかりいいかなという気はするのでちょっとそのあたりをご検討いただければ確かに別紙2も見ればわかるんですけど、それで文章は固まってない段階で0にあまり細かく精査しようとしなかったところがあったので状況は理解いたしました。
1:27:54	規制庁館です。続けて行かせていただいて、
1:27:57	ちょっと飛ばせていただいて、
1:28:04	添付の別紙4シリーズなんですけど比較表に入っていた比較表の47ページなんですけど、
1:28:11	このさっき共通的なところの整理んときに話出たかもしれないんですけど第1回申請でどこまで示しますかという時に、施設特有火災の話っていうのは、今回どこまで書くかなんですけど、
1:28:23	今回認可済みであるっていうのはご指摘の通りだと思ってんですけど、MOXの方とか見ると、
1:28:31	あと次回にちょっとそこまで飛ばしてないのか。
1:28:35	でも細かなところを次回以降に飛ばしてるところとかがあったりすると思うんですけど、再処理に関しては、特有火災に関してはどこまで述べようとしているか今回冷却塔が申請対象になっていて、そこに影響をおよぼし得るものという意味ですごく広くとったら、
1:28:50	言えなくもない気もするんですけどちょっと範囲が広くなり過ぎてる感もあるのでその辺りの整理を教えてください。
1:28:58	日本原燃清水です現在昨日からもご指摘いただけてますけども、
1:29:05	現在はですね基本的方針変更前に記載する、しておりますので、それを別紙4ですべて展開しているんですけども、やはり第1回申請対象設備との関係を整理して、
1:29:16	関連あるところだけを、別紙の中でですね展開し、それ以外については、
1:29:21	次回でご説明しますという形でちょっと見直したいと思います。
1:29:26	規制庁田尻です。理解しまして特にこれ個別設備、浦野製造機とか結構個別の設備の名前が後ろにたくさん出てくる形なんですけど、第1回申請の範囲になってないので、どこまで言うかなというところがあったのでただ、先日かな、昨日とかまでのヒアリングのやつ直しながらここも、
1:29:43	対称性されるということで理解いたしました。
1:29:46	続いて、これもちょっと第1回申請の対象範囲というものに関わる関わるんですけど右下67ページっていただいて、

1:29:56	比較表の 67 ページなんですけどカッコさあのところから、森林火災による火災爆発の発生防止で、MOXの時は、屋外の重大事故等対処施設はっていう形で帰っていて、
1:30:09	多分今回最終的対象じゃないからと磁界ですって言うような気がするんですけど、再処理の場合は、DBの屋外がいる気がするんですけど、ここってそれは関係ないんですけど。
1:30:31	規制庁帯磁率を届けてますか。
1:30:34	日本原燃津田でございます。ちょっとすいませんご質問の趣旨をですすいません私理解できてなかったんですが
1:30:44	規制庁滝です意図としては、例えば、右下 66 ページからでいうと、
1:30:51	66 ページのところから、自然現象系に関して、65 ページからと言った方がいいかもしれ 65 ページ以降で自然現象系の話を書いてあって、例えば 66 に書いてある (2) だったら主語は火災防護上重要な機器とはなっていて、
1:31:06	67 ページって、森林火災とかになると、屋外の話しかなくて、MOXに関して言うと屋外のSAしか屋外設備で重要なやつっていうのがいないから、MOXの死亡が屋外の重大事故等対処施設の理解するんですけど、
1:31:21	再処理を見たときに、森林火災による新屋衛藤葛西爆発発生防止について、重大事故等対処施設の申請に合わせてっていう形になっているんですけど、ここってDBの安重とかって影響しないっていう整理がついているということでしたっけ、という質問です。
1:31:41	生徒分。
1:31:42	はい。日本原燃の山本です。こちらの森林火災については解消の方の、外部火災の方で行われるものだと思ってこちらの方では、基礎DBのほうを記載しておりません。
1:31:58	規制庁田尻です。でもそれ始めてしまうと別にSA設備であって、30 条かなんかで見るとじゃないですか。
1:32:07	30 ごめんなさい最終の順番ぱっと出ないんですけど別条文になっちゃう気がするけどで、かつ他のところで見ますよっていう時は他のものに飛ばす記載を書くイメージを持ってるんですけど、そういうのは飛ばす記載は書かない整理でしたっけ。
1:32:24	はい。日本原燃の津田でございますご指摘の通り他条文に預ける場合は飛ばす記載になるルールになりますので、
1:32:34	やはりちょっとここ、見直させてください。

1:32:40	それと同じです。なぜどの条文でどこまで整備するかっていうところではあると思うんですけどMOXの時も結局、どこの条文に飛ばすときの記載とかってというのは、割合最後の方も見たような気もするので、その点も踏まえながら記載ぶり検討いただければと思います。
1:32:56	はい、天然チタでございます承知しました。
1:32:59	はい。規制庁館ですよろしくお願いたします。次いっていただいて、2068 ページなんですけど、
1:33:06	これはすいません言葉遣いはわかりづらいですけど、認識が合ってるかなんですけど5ポツ1の火災感知設備についてで今赤字で書かれてるところ比較表の68ページ。
1:33:16	地震時に火災を考慮する場合はってというのは、これ地震時にも機能を期待するものについてはってことですか。
1:33:27	はい。日本原燃の千田でございますすみませんこれは毎回別紙4の時もわかりにくいというご指摘をいただいたんですけども、
1:33:37	ここで言ってるのは
1:33:41	セル内です有機溶媒を内包する機器で受診金での火災というのを想定。
1:33:52	する必要があるものというところで、東海でございます。
1:33:57	ちょっとこちらでは記載がわかりにくいかもしれませんが、そちらについてはちょっと掲示板を、すぐに出てこないんですが例えば
1:34:07	282 ページ、01 の方の 282 ページとかですねそういったところの備考ではい。もう少し丁寧には書いてございます。
1:34:19	趣旨としては先ほど言った通り実現金での火災を考慮するものという意味でございます。
1:34:26	支店長借りる数、多分今の言葉の方がわかりいいとっていて、昨日か一昨日かちょっと教えたんですけど伝えはしたんですけど、
1:34:36	基本的に備考欄の記載は、最後の申請書には残らないので、あくまで本文添付で内容がわかるようにというのをご検討いただければと思いますので備考欄にわかりやすく書いていただければいいんですけど、それをできるだけ添付に落とし込むようご検討いただければと思います。
1:34:52	はい。電車でございますそうですねちょっと一言で書いておるところがでございますので記載見直したいと思います。
1:35:03	はい、規制庁帯磁率で続いていかせていただいて、
1:35:08	今の右田と比較表の右下 68 ページから 55 対 1 で火災感知設備が始まっていて、基本は多分この要求機能性能目標が要求機能性能目標を変え



	ていってっていうのでパターン統一しながら変えていかれようとしてると思うんですけど。
1:35:24	右下 69 ページのところなんですけど、
1:35:27	機能設計上の性能目標等、
1:35:30	構造強度上の性能目標がほぼ同じっていうか何記載かな、同じ記載になってるんですけど、ここは、
1:35:37	中身的にはいたし方なしということなんですかね。
1:35:45	東郷野地でございます少々お待ちください。
1:36:08	原燃の津田でございます。ちょっと確かに似たようなことを書いてるんですけどもポツの性能目標としては、火災感知器に要求される性能は地震時においても早期の当監視ができるようにすること。
1:36:26	ていうのが、目標になっておってその裏返しとか同じようなことを書いてることにはなってしまうんですが、それを達成するためには地震時においても、その機能が担保できるような構造強度を有する設計とするところを、
1:36:42	構造目標として、性能目標として、こちらに書いているところでございます。
1:36:50	長館です。指摘の趣旨はポスト B ポツで最初の三行が一緒にそのあと以降に関しては機能の観点から見てるやつと、構造上の耐震強度とかの話で見てるやつで分けてるって形なんですけどその前のところの性能目標という意味でいうと、
1:37:05	構造設計上であろうが機能設計上であろうが、火災感知設備として満足しなければいけない最後の機能というのは変わらないからその部分は記載はほぼ一緒に、最後の機能設計上の機械設計上、構造設計上という言葉だけ書き分けてると思えばいいですかねっていう。
1:37:21	うん。ちょっと言葉遣いに近い質問だったんですけど。
1:37:27	やっぱり現状でございますそのようなつもりで書いております。
1:37:33	はい。規制庁田尻です後の最初の三行以降のやつでそれぞれが何が下がってるのかってのはわかるような気がしていたので助教はわかりました。
1:37:42	で、その上ですいません、右迫の 75 ページ行っていただいて、純規制コサクです。
1:37:50	言葉遣いだけなのかどうかがいまいちよくわからなくて、
1:37:56	そもそも、
1:37:59	性能目標って何を書くところ聾 D。

1:38:04	こういうことでよかったのかってということがちょっとよくわかんなかったんですけど。
1:38:12	これが成り立つんだったらそもそも、
1:38:16	何で分けて書いてんだって感じがしちゃうんです。
1:38:20	けど、ポカーン
1:38:22	ってどうなってるんですかね。
1:38:52	はい日本原燃の瀬川です。
1:38:55	えーとですね、こういった類の表現が出てくる外傷等でよく出てくるかなと思っておりましたが、
1:39:04	ちょっと全体網羅して確認してるわけじゃないんですが、機能設計と構造強度というふうに観点をわざわざ、
1:39:15	変えては記載していなかったんじゃないかと。
1:39:19	いう声が聞こえております。以上です。
1:39:23	はい。補足ですちょっと他の条文の対応とかも含めてどうまとめるのがいいか、ちょっと整理していただければと思います。以上です。
1:39:35	規制庁田尻です。ちょっと自分の声が間違ったら申し訳ないですけど外傷も多分機能設計と構造せ、共同で、多分ちょっとその言葉だったかわからんけど分けてた気がして、
1:39:47	多分あっちの方は、強度評価とかがわかりやすかったのもうちょっと何か綺麗に流れてたんですけど、ここ笠井間ちいになっていて、家財感じなんですけど、事象としては、地震に対してどうこうっていうので述べれば多分なおわかりづらい形になっていて、
1:40:05	竜巻だったら竜巻という事情に対して、こういうふうな設計にしますよっていうところを機能の観点と協働の関係から見てたような気がするんですけど、下さあ飯野土岐新居耐震ていうのが多分繋がりづらくなる理由な気もするのでちょっと他の。
1:40:20	施設も含めてですけどちょっと見ていただいた上で並びとかをご検討いただければと思います。ちょっとすみません他との比較、ちゃんとしてくのを忘れて申し訳ないですけど、
1:40:29	日本への生活やこちらこそきちんと他条文のところ把握しなくて申し訳ないですきちんと整理いたします。以上です。
1:40:37	日本原燃石原でございます。一応竜巻、火山とかですね、要求機能性能目標っていうのは共通で立てた上で、それからグラウティングにして、
1:40:49	構造強度設計とか、機能設計みたいなやつを展開していると。性能目標としては1本で、それをそれぞれの設計方針展開するって形にしてみました。以上です。

1:41:03	慶長丹治そこそこさ、設計の部分から分けて、目標は一つでしたかね、あごめんなさいちょっと自分がしてました。
1:41:15	傾聴帯磁率というわけでちょっと製品について他の並んでないような形になってると思うんで多分これ笠井に限らずここだけの個別設備設けるやつ。
1:41:25	同じようなパターンで書こうとされている気がするので、他のやつに関しても同じような形で整理ができるかというところは精査いただければと思います。
1:41:36	はい、承知いたしました。
1:41:41	規制庁田尻です。続いて右下 75 ページいついていただいて、今の設計の話になった時に構造強度設計が書かれていて、火災感知設備の耐震設計についてここ書いてはいるんですけど、
1:41:55	起こって耐震の資料とはどう繋がってるんですけどここに関して言うと、
1:42:01	火災防護設備自体の耐震クラスというよりはそれぞれ守る相手の耐震クラスに応じて設計しますよっていう設計方針を受けての記載を書いているんだと思つなんですけど。
1:42:11	耐震の評価に関しては結局耐震の評価のところ耐震の資料の方でやってるような気がするんですけどそこってどうつないでるんですけど。
1:42:22	はい。日本原燃の津田でございます。ちょっとすいません。
1:42:29	もっと外れた回答になる気がするんですがこちらで5対象に合わせて守りますよというのは火災防護審査基準の要求を受けての、はい。
1:42:45	何て言うんでしょうねと設計方針をうたっていて、それを受けて、耐震のですね添付資料の方で、改めて耐震計算書でそれぞれ感知設備消火設備の耐震計算を示しするという流れになっております。
1:43:06	規制庁タジリです資料の構成としてはそうおっしゃる通りだと思っていて、この飛ばす記載っていうのをどこまで書くかというところにはなってるんですけど今現状ここまた基準地震動 $S_s$ に対して電氣的性能を保持する設計とするっていうので、
1:43:20	要はここで何か話が完結してるような形になってるんですけど、その耐震評価についての部分は多分この火災の説明書につかないもんだと思っているので、資料館の飛ばし方に関してなんですけど、
1:43:33	配信部分に関して、何かここですべてを述べてるような形ってのは少し違和感がある気がするのと、あとプラスになったんですけど、あと次回で説明しますよっていうふうに書いている、この耐震性に関する説明書の申請に合わせてっていうのが書かれてるんですけど。

1:43:49	ここってというのが要はあの耐震の説明書に飛ばすっていう話もない中でいきなりこいつが出てきてしまってるところも多少違和感がある気がするので、その部分を含めてちょっと記載のご検討いただければと思います。
1:44:01	はい。減塩チダですダウンをおっしゃっていただいたところの跡地かい能鳥羽智咲がわからないというところについては理解いたしました。ちょっと前、
1:44:15	前段のところがですねすみませんちょっと私、10分解できてなかったんですが、ちょっと確認だけさせて欲しいんですけどもここで
1:44:26	何て言うんでしょう気持ちとの方針を記載をしていて、それを耐震系の耐震側でどのように書くかというところがあと見えないというそのそういった趣旨でしょうか。
1:44:43	日本原燃瀬谷でございますか。はい。あれだと私の理解ですけど耐震の方針、耐震の添付書類の説明書の中にも、機能維持の方針があったり重要度に応じた設計をしますと言ってるのがあると。
1:44:58	いうことを考えたときにこれてる機能維持の設定の仕方だったり耐震設計の方針というのは、その耐震の添付書類が富川どうなってるのか、どこまでどっちどちらかで説明するつもりなのかっていう整理をちょっとさせていただけますと、
1:45:13	いうのと、次回にするときもおっしゃっていただいたように、薬であったときにはこれこれの計算とかについてはこれからの説明書に示しますという後にその自体は工事課に示しますよと。
1:45:24	いうことを言っていたので、その記載の仕方はもう薬お話をした通りのやり方にちょっと修正をさせていただきます。以上です。
1:45:32	キュウチョウ帯磁率正直今石原さん言っていた通りで要は今ここ最後の2行のところと言うと、火災感知設備の耐震評価は、あと次回で詳細に説明するという形で、
1:45:43	火災感知設備の耐震評価があと次回でこの資料に乗っかってくるような気がするんですよこの記載だけ見ると、ただこの前段部分で、火災感知器の耐震評価については耐震説明書で説明しますって書いてもらえれば、別にそれでわかる話で、
1:45:57	かつ、そこで飛ばしてしまっていたら、ここであと次回どうこうって多分言う必要がなくて大変説明書の方であと次回というなればあと次回になってるはずなので、おっしゃっていただいたようにどこで何を述べるかっていうのと、飛ばすんだったら飛ばす記載を書いていただかないと、この説明書として何説明しようとしてるのがあの範囲が、

1:46:15	ナツメかな不明確になるかなということで指摘させていただきました。
1:46:19	はい。日本原燃の打田でございます質疑開始します鳥羽田崎、明記した上で記載を見直します。
1:46:32	はい。規制庁岡崎です。ちょっともう1点ちょっと全般にかかる話で1点だけなんですけど、基本的に今回あと時間に飛ばしてるものと、今回申請対象とするもの後以降でも個別の項目たくさんいると思うんですけど、
1:46:48	一応、
1:46:49	広めにとってるところもあるかもしれないんですけど、冷却塔に絡むものに関しては、今回ある程度飲める形にしている、かからないものに関しては、基本設計方針としてうたったものの裏返し程度にとどめて、あと時間に飛ばしますよという記載をそれぞれに書いていると思うとけばいいですかね。
1:47:05	はい。日本原燃の木田でございますその後理科飯野通りでございます葛西管式とか付けるものの中にはありますのでその基本設計方針は変え、そのものについては説明をしておいてそれ以外のところで基本方針に出てくるものについては、
1:47:23	それと同じくらいの記載程度を記載しているというそういう整理でございます。
1:47:32	規制庁館です。何で今の監視設備とかの話だと感知設備の共通的な話をうたった上で、屋外の火災感知器の設置の考え方に近いものに関しては、今回の申請で述べるけれど、
1:47:44	それ以外にも要はアナログ系のやつ、つけるところ多々あると思うんですけどそういったところの説明に関しては今回の申請体制でそういった設備のものが無いので、あと次回に飛ばす形になっていてという形で要は個別で冷却塔として述べなきゃいけないところに関して、今回述べるような構成になってると思うとけばいいかね。
1:48:00	はい。日本原燃千田でございます今おっしゃっていただいた通りの認識であった、あっております。
1:48:10	規制庁田尻です。MOXの時は建屋だけだったところもあって、要は第2章部分というのが述べてない形で終わっているの、
1:48:21	今回一応冷却塔ではあるんですけど、感知器とかもつく形になってっていう方、アノンという意味ではこういうふうにセット整理をしなければいけないところではあると思っているので、どこまで記載するかっていうところとあと時間に飛ばすものってのが適切に飛ばせてるかということに関しては精査いただければと思います。

1:48:38	葛西に関しては自分からは以上ですが規制庁側から他に何かありますでしょうか。
1:48:52	関大滝です。なさそうであれば原燃の方から振り返りをお願いいたします。
1:48:59	はい。日本原燃の津田でございます。江藤。大きいところから細かいところまでいろいろいただいておりますが、基本設計方針の方であれば
1:49:13	そうですね運営面に関するところの記載がですね制限できていないところ、設計として担保すべきところのですね記載について十分に書いて書き分けられていないところがございますので、
1:49:28	そういったところの見直しであったりとかですね、
1:49:33	別紙4の方になってくると大分衝撃など他条文に飛ばすところのさかですね不十分であったり、
1:49:43	あとは性能目標とですねこの
1:49:47	のところですねそちらの記載がですね他条文と
1:49:52	置いた上での線を図るといったところについて、今日のご指摘踏まえて見直したいと思えますまた、当資料の鳥羽田崎にも
1:50:04	そういう意味では同じなんですけども、先ほどご指摘いただいた耐震のですね藤鳥羽さんのところであったりとかですね、そういったところLowerですねとも複数でのはい。
1:50:19	ヒアリングの中で決まった内容もございますのでそういったところを十分に反映できてないところありますので、そういったところをですね、修正して再度お出ししたいと思います。またちょっと、
1:50:31	今回何でしょうご指摘いただいた点とは別なんですけども冒頭山本の方から述べさせていただいたんですけども、1点はご指摘いただいておりますが、
1:50:42	別紙4の金融機関のところのですね再処理特有の記載のところ、こちらについては先般のヒアリングコメントを踏まえて、修正をしたいと思えます。
1:50:55	また先日委員会いただいたも複数の補正書とですね意味合いが変わらず、EVを合わせられるところというのも、
1:51:05	今日のコメントとは別にですね、して次回を出させていただきたいと思えます。
1:51:18	はい。規制庁田尻です。よろしく申し上げます。ちなみに、あれ。
1:51:21	スケジュールに書いてましたっけ今日ヒアリングした時の火災、
1:51:25	あとこれを踏まえて調整みたいな形で書いてたんすけどスケジュール感ってありますでしょうか。

1:51:34	はい。原燃津田でございます。こちらについても、この後のヒアリングとまとめてですねちょっと別途回答させていただきたいと思います。
1:51:46	慶長田尻さん後でまとめてということで理解しました。衛藤規制庁側から他に何かありますか。
1:51:53	なさそうであれば次の項目その他外部ですかね、エネ側から説明をお願いします。
1:52:03	はい。日本原燃の蝦名です。
1:52:05	等ですね、令和4年9月9日に提出させていただいた、外部火災その他の00の話になります。
1:52:15	チラーもですね僕そのものに合わせまして修正するとともにですね、その時に補正の提出後のですね
1:52:27	会合でお話がございます、思うんですが、屋外設備の話が抜けているというふうな部分についても反映したものとなってございます。
1:52:37	で、モック数の方の最終の補正のものに、
1:52:43	合わせた合わせる作業というのは、引き続き実施していきたいと考えてございます。出しと言って申し訳ないんですけども、屋外設備の話が抜けているということで追加はさせていただきます、
1:52:57	いただいたんですがちょっと追加することに頭が向いてしまってますね、もともと記載した部分、これによって書き分けができていないところがあるのかなというふうに考えてございます。
1:53:09	あと、MOXと同じ条件であるにもかかわらず、外部火災防護対象施設等、外部かつ外部事象防護対象施設等、
1:53:21	の記載の違いに出ている部分が確認されておりますので、そちらについては、等の修正が必要かなと考えてございます。
1:53:31	ちょっと今のいうところですが、比較、
1:53:35	令和4年9月9日提出のあいた00-01の別添の7ページ見ていただきたいんですが、
1:53:45	例えば1例ですが、ここの両括弧ふうのところの生物学的事象でですね、この下の部分2、
1:53:55	マターということでまた書きでですね屋外のっていうことを追記はしたんですが、そうするとですね今度上の方で外部火災防護対象施設って書いてある。
1:54:07	高齢の中にもですね、屋外の外部火災防護対象施設も含まれることになってしまうのでそのちょっと

1:54:17	何ですかね注意深く書き分けが必要かなと考えてございます。あとは、後者の頭の違いのところは、ここもちょっと違うんですが、22 ページですね。同じ。
1:54:29	資料の22 ページで、今度は降水の部分なんですが、下からですね1237 行目ぐらいのところに、MOXの方では頭がついてないんですが、再処理の方はついてございます。
1:54:44	ここに関しては差がないはずなので同じ衛藤はいらないはずなんですが、そういったところが散見されるのでですねそこはちょっと精査をしていきたいなというふうに考えてございます。
1:54:56	ご説明の方は以上です。
1:55:01	はい、市長館です。
1:55:03	これは9月9日ケースの別添の比較表の方、基本的にはここを使いながらいかせていただければと思いますが、
1:55:12	まず最初が、
1:55:19	位置関係なんすけど右下3ページのところ
1:55:23	t 基礎地盤の改良について地震に飛ばす記載をしてるんですけど、ここは、要は一番最初の、右下にページの(1)の最初の方で行ってるやつを、その直後じゃなくて全体終わってから飛ばしたほうがわかりって整理されたんですかね。
1:55:41	はい。日本原燃の大橋です。
1:55:43	はい、おっしゃる通りで基礎地盤の改良というのがですねここにしかちょっと出てこないもんですから、最後で飛ばす記載を入れるよりはここで入れた方がいいというふうに考えましてちょっとMOXとは変わってしまいましたけれども、
1:55:59	記載場所が変わっているということでございます。以上です。
1:56:04	規制庁館です趣旨が伝わりづらくて申し訳ないんですけど言ってるのは、(1)の一番最後じゃなくて、一つ目のパラの後に書くこともできた気がするんですけど、(1)の一番最後の方が、要は飛ばす記載に関してはそういうふうに前、
1:56:18	その段落が全部終わったタイミングで飛ばすように整理してるとかそういうことでしたっけ。
1:56:25	はい。日本原燃の大橋です。
1:56:27	特にそう意識したわけではなかったもので、1、第1パラグラフの後で書いても特に構わないというふうに思います。以上です。
1:56:39	規制庁田尻です。元で考え方整理いただければと思うんですけど、基礎地盤の改良の話が結構離れたところに位置してしまってるので、鳥羽記



	載の一井に関してはご検討いただければここじゃなければだけ駄目っていうふう言うつもりもないんですけど、単に
1:56:54	他の事象の飛ばしたやつ後に、何か急になお書きで出てくるような形に今なってしまうので、若干離れ過ぎかなというところはあるので1回飛ばす記載とどの部分の設計の話から飛ばすことにしたのかっていうところがわかるようにだけしていただければと思います。
1:57:09	はい。日本原燃の瀬川です。ちょっと観点は異なりますけど先日の加瀬火山のヒアリングの場でもですね、まとまりの部分をご指摘いただきました。
1:57:20	そういった観点ですね、ここに限らず、まとめるべきところはまとめるというような観点で今一度精査いたします。以上です。
1:57:30	はい。規制庁館ですよろしく申し上げます。で、右下3ページそのまま行かせていただいて、つかせていただいて、下から3行目のところで、具体的には安全上重要な施設は建屋内への収納等の防護措置によってっていうのがあんですけど、
1:57:44	収納等の防護措置っていう概念あるんですけど、建屋内のものだったらこう守ります、建屋外のやつだったらこう守りますとかそういう概念だと思ったんですけど、そもそも建屋内の収納等の防護措置、
1:57:56	何か別途収納するような対策があるんですけど。
1:58:05	はい。日本原燃の大橋でございます。
1:58:08	収納することをによりと、
1:58:12	いうことプラス、収納すること以外の防護措置がありますのでちょっとそれをまとめて書いてしまったということでございます。以上です。
1:58:24	規制庁田尻です。若干比較の部分が理由になってない気がして、再処理施設では屋外の外部事象防護対象施設があるため記載が異なると言っていて、でも屋外のやつって多分等でしか書いてなくて、
1:58:37	差分があるっていうんだったら建屋によって防護するまたは、それ自体で防護すると書けばいいだけのような気がするんで、
1:58:45	何か、
1:58:46	あまりそういう点が理由になってないような気もするので、設計内容がわかるようにだけ記載していただければと思います。
1:58:55	日本原電の大橋です。承知いたしましたちょっと丁寧に書くようにいたします。
1:59:01	はい。規制庁田井です。次右下4ページで、さっき説明いただいたがこのことだったような気もするんですけど、モック数においては、なお書き、

1:59:11	他のところの簡単とか細かい具体的に説明しますよって言って (4) の後に入れてるんですけど、今最初に括弧一井の最後に持ってくるような形に変えられたと思うんですけど、ここの説明ですかねさっきされたの。
1:59:25	なんか、変える意味もあんまないような気はしたんですけど。
1:59:29	はい。日本原燃の大橋でございますおっしゃる通りでここにあった記載を頭に持ってきたと、いうことでございます。
1:59:39	規制庁館です。その考え方っていうのは、(2) とか (3) とか (4) の話とは別だっていうことですか。何か、そこの (1) から (4) まで謳った上で、そこの部隊に関して、それぞれ個別の事象のところに飛ばしますよって言ってるのかと思ったんですけど。
1:59:54	今のままで下、前に持ってくることによって括弧 234 と、その飛ばしたやつとの関係がわかりづらいじゃわかりづらいんですけど。
2:00:09	はい日本原燃の瀬川でございます田尻さんのおっしゃる通りですねあの場所を移動してしまうと (1) の内容だけに対して飛ばすのか、(4) まで含めて飛ばすのかで意味合いが全く異なって参りますので、
2:00:22	こちらはMOXと同様ですね、(4) の終わりのところに書くべきかなと思っております以上です。
2:00:29	規制庁田尻です企画されて、何か飛んでっていう形で何かよくわからなくなっているのでMOXの人達の整理というのもあると思うんでそこも確認した上で動かすことが適切なのか同じ場所が適切なのかご検討いただければと思います。
2:00:45	その上で次、実は 6 ページ行っていただいてたんですけど、
2:00:49	さっき主語の話は検討されるようなことを言ってたんで 1 個 1 個は言わないんですけど、いくつかだ形なんですけど、
2:00:56	まず
2:00:58	亀井の下、衛藤。
2:01:00	5 ページの終わりから風括弧台風があってで、
2:01:04	6 ページの最初のところで外部事象防護対象施設等は建築基準法に基づきどうのこうなので、安全機能を損なわない設計とするというふうに書かれてるんですけど。
2:01:13	ここ、
2:01:15	ここなんか微妙に書きかえたことで多分わかりづらくなってしまっていて、
2:01:20	外部事象防護対象施設等というふうな手法で書きたいのであれば、最後の安全機能を損なわない設計とするっていうところの主語を明確にしな

	きやいけなくて、等であったとしても多分安全機能を損なわないよう外部事象防護対象施設の方だったりすると思うんですけど、
2:01:35	この辺りってというのは、何かあえて書きかえに行っているのかどうかよく分かんなくて屋外がいたらこの記載になるっていうのがいまいよくわからなかったんですけど、MOXの方も別に屋外はないんですけど外部事象防護対象施設自体を保護する考え方を書いていたと思うので、何が違うんですしたっけ。
2:01:53	日本原燃の蝦名です。これは屋外を変えてちょっと変な丸め方をしてしまって、日本語としてですね佐治さんがおっしゃった通り、
2:02:04	等で始まったら、安全機能を損なわない設計とする対処、安全設計を損なわないものが何かっていうのをちゃんと書かなきゃいけないんですけど、そこが足りてなかったっていうものです。
2:02:17	で、同じように、のところで、その安定設計損なわないものが何なのかかっていうのが書いてないところが結構見つかってますんでそこは修正させていただきます。以上です。
2:02:30	県庁タジリです。今まで、どちらにえとボックスに合わせるっていう話ですかそれとも外部事象防護対象施設等を主語にして、あの後適正化するとかって言ったんですか。どっちですかね。
2:02:42	日本例年のエビナです。ボックスに基本的には合わせにいく方向でちょっと、屋外施設が、
2:02:51	あることで変な丸め方しちゃってるんで、MOXの方に基本的に合わせられると思っております。以上です。
2:02:59	はい、規制庁丹治ですそれであれば多分認識そんなずれてないと思うので
2:03:03	基本的に全般おかしい気がしてて、
2:03:06	例えば、
2:03:08	ちょっと凍結とはしますけどわかりいいんで例えば括弧C高温のところで、崩壊熱除去等のどうのこうので多分これ37度と29度の関係で書きたいって言ってんだと思うんですけど、ボックスも別に
2:03:21	備考欄に書いてあるやつで、冷却塔やガラス固化体貯蔵設備があるためって言うんですけど、ボックスの別に貯蔵施設あって、同じようなことやってたと思うので、
2:03:31	最初にはこれこれこうだから、もう薬プラスアルファで書きたいって言うていただくならまだわかるんですけど、何か差分がないところが差分ですと言って追記しようとしてるところが結構ある気がするので、

2:03:43	ちょっと多分他の比較表に比べていまいちなところが多い気がするのでこっから先新保個別にもなんなので、ざっくりとしかまず言わなかったですけど、全般精査をしていただければと思うんでよろしくをお願いします。
2:03:58	はい。日本原燃の蝦名です。趣旨はご理解しましたんで修正させていただきます。以上です。
2:04:06	はい。規制庁度です。あと、若干これ類似かもしれないですけど右下7ページとかで、さっき生物学的事象の話されたんですけど、説明がなかった部分かもしれんけど
2:04:17	例示をカクウ時のルールとかもMOX整理してたような気がするんですけど。
2:04:22	何かここ、中途半端に国会って、これは二つだけだっという話ですかねこれ気体廃棄物の廃棄施設の廃棄設備中、制御建屋中央制御、
2:04:32	換気設備等の吸気系という形で、
2:04:35	頭で来るときにどう書くかとかのルールも多分MOX的に結構やったような気がしているので中身が類推できるような文言を出しながら、例示改定等っていうふうなやつとかやったような気がするので、
2:04:47	そらのルールとかもちょっと踏まえた上でご検討いただければと思います。
2:04:54	はい。日本エヌエビナです。ちょっとすいません十分に対応できておらず、申し訳ございません、修正させていただきます。以上です。
2:05:04	はい。規制庁田尻です。というのが全般多いので、1個1個言わなくても多分厳選いただければ直るとある程度信じますので、使うと今言ったような観点っていうのは最低限あると思ってるのでそこは精査いただければと思います。
2:05:18	次右下8ページのところ行っていただいたんですけど、ここはちょっと認識の確認なんですけど、有毒ガスに関しては、
2:05:26	この間の、今進んでる変更許可の話っていうのはまだ流行しきってなくて、あくまで令和2年7月許可のところの文言使いながらまずは書きまますよってことでよかったでしたっけ。
2:05:40	はい。日本原燃の大橋です。ご理解の通りでございます。
2:05:45	規制庁田尻です。今進んでる変更許可の中で、基準要求の文言が変わったという意味だと制御室とか緊対所から条文になってるんですけど、その中で言葉の適正化として9条12条の文言も1人入ってるんですけど、

2:05:59	適正化とは言え、まだ許可に出てないタイミングだから文言のベースとしては、令和2年をベースにまずは書いてるってことですかね。
2:06:10	はい。日本原燃の大橋です。その通りでございます。
2:06:13	長館です。わかりました。なんで、タイミングにもよりけりかもしんないですけどどっかで返事が出てって形ですかねよくわかりました。
2:06:21	すいません。
2:06:24	今変人って言われましたけど、
2:06:26	タイミングとしてどう、どうなんですかね。
2:06:31	はい日本原燃の助川でございますこの有毒ガスの影響の取り込みなんですけれども、
2:06:39	野瀬当庫の誘導かす対応で設備対応自体が発生するものではなくて、表現の適正化というようなところが変更の主
2:06:51	主たるところかなと思っております。
2:06:54	ということを踏まえてですね私どもとしてはこれがいいかどうかのありますけれども、
2:07:00	第二グループを出させていただき、申請させていただきタイミングで、許可の内容というのもしっかり取り込んで表現を適正化して、新たに出したいなと思っておりました。
2:07:13	以上です。
2:07:15	規制庁コサクです当初の計画はそういうことではあるんですけど、現時点においてどう考えますっていう。
2:07:22	ことなんですけど。
2:07:29	日本原燃の瀬川です。はい。
2:07:33	ですね。
2:07:35	今、今の本当に時点ですと、第一グループの補正というタイミングで取り込まない理由は、
2:07:46	ないと、いうふうにも思っております。
2:07:50	ですので、こういったやりとりをさせていただいてるというのは第一グループの補正にしっかり取り込むというような流れで対応していくのかなというふうに認知いたしました。以上です。
2:08:03	はい。コサクですその通りで、許可については、
2:08:09	もう委員会に諮っててですね。
2:08:11	ええ。
2:08:13	まだ原子力委員会、掲載、経産大臣から返事はないのではありませんけど、それが終わった後の処理と補正のタイミングでいうと、
2:08:26	補正の方が先ほどの今日のヒアリングの最初の状況でいっても、まだ、

2:08:30	1ヶ月数は書かれるだろうと。
2:08:34	ということなので、
2:08:38	しかもその追加で何か作業があるのであれば
2:08:41	次回にということではあるんですがそうでもないので、その点では対応検討いただいた方がいい。
2:08:48	いうふうに思ってます。なぜかっていうと、
2:08:52	追加で変更でとかっていうようなことを処理する方が手間がかかるとい うことになってい、検討をお願いします。以上です。
2:09:02	日本原電セガワです承知いたしました。
2:09:06	規制庁田尻ですちょっといいかどうかちょっと拾ってきました。 ありがとうございます。次へ行かせていただきまして、
2:09:14	右下 23 ページに行ってください、
2:09:19	これか、今までも言ってたかどうかですけど右下 23 ページの 1 本前の ページから来ている雨水の話構成の話のところが一番最後に、
2:09:28	主排気塔は、排気の吹き上げにより雨水が侵入しがたい構造とすると書 かれてるんですけど、
2:09:34	これ雨水って侵入スルーと、何か設備危ないんですけど何か下から水 抜けたりしないんですけどここ。
2:09:44	はい。日本原燃の小橋でございます。実際には、底部から抜けるような 構造にはなってございます。
2:09:52	規制庁鳥居です。言っちゃ駄目というわけでもないんですけど、
2:09:57	排気の吹き上げだけで雨水入らないかどうかって何かいいや、何か降下 火砕物とかで上から降ってるものであればある程度わかるんですけど雨 水のようなものでそこをどこまでいえるのかっていうところもあるので 今言っていたように、
2:10:10	下に構造があるんだったらそこも踏まえていただいたほうがわかりいい かなっていうところではあるんですけど、その上でなんですけど、まだ 今回の申請対象の範囲の話になるんですけど、今回この添付であと時間 に飛ばしてるものがほぼないような気がするんですけどこの主排気塔 のはなCで述べてはいるんですけど、
2:10:27	これ、どこまで今回説明されます。主排気塔で今回一応申請対象じゃな いですよね。
2:10:42	日本原燃の蝦名です。はい、おっしゃる通り、今回の対象ではないの で、(イ)、方針的な共通的な方針みたいな話でも、ちょっとなくなっ てしまってるので、

2:10:56	ちょっと今回の第1回は共通的な方針、方針の話だけにしたいというふうに考えてございます。以上です。
2:11:07	規制庁タジリです。今おっしゃっていただいたように、共通的な方針を述べるというのがまず基本かなというふうには思っていて、かつ、その申請会議においてその個別設備の具体に係るものを、
2:11:20	説明書において述べていくってのが基本の話だったかなというふうに思っているんで、
2:11:25	共通的な設計方針との関係である程度個別の設備の名前を出しながら述べたいところがあるっちゅうんだったら個別に相談していただければいいと思うんですけど、何でもかんでも書くっていうふうになるとルールが曖昧になるかなと思うんでよろしくをお願いします。
2:11:38	あと右下23ページ適切なところはこないだ古閑さん普通のとくに、はい。
2:11:43	%コサクです。今の降水のところ、排気塔は落とすということなんですけど、次回においてもどうすんのっていうような気がしてですね。
2:11:55	さっき、
2:11:59	今日の最初でしたかね、共通の設計方針で書いたものを個別どう展開するのかといったところそれは基本設計方針で話しましたが、
2:12:10	添付においても同様な気がしててですね、ここに個別を書くものなのかという気がするんですけど。
2:12:20	そのあたりどうなってますっていうのは、排気塔だけじゃなくてここ冷却等も書いてあって冷却塔の書き方ってこれでいいのかっていうな、冷却塔というか屋外施設の書き方ってこれでいいのかっていう気がするんですけどいかがですか。
2:12:44	そろそろお待ちください。
2:13:10	日本原燃の蛭名です。可児コサクさんのおっしゃる通り、
2:13:16	個別っていうよりは、やはり共通的な話をしてですね、共通的な話をする上で必要な設備とかがあれば、そこで名前出すような形にした方がいいかなというふうに、
2:13:31	思いました。以上です。
2:13:34	はい。補足です、ここで書かれている被水影響を防護するための保護構造と、
2:13:42	ということについては、溢水の方でだったか、議論があって、

2:13:49	冷却塔に関してはいや降水が基本なんでってような強いをされてたと思うんですけど、それを受けた形にも、これであるのかっていう疑問があつてですね。
2:14:01	ここで書くべきこと、それを受けて、
2:14:06	もう少し具体的に書くのはこの場所でみたいなところをちょっと全体整理していただいて、説明いただいたほうがいいかなというふうに思います。よろしくお願いします。
2:14:17	はい、日本原燃甲斐宮です。ありがとうございます。おろして修正いたします。
2:14:25	はい。それでは、すいませんどうぞ。すいません今の関係のところを今日伺おうと思ってたんですが、水側では、降水のところ
2:14:36	対策をある程度示すことによって、溢水側では評価しなくてもいいみたいな、分類にしようとしていたと思うんですが、
2:14:47	その対応として今回ここ追加されたっていう認識でまずはよろしいでしょうか。
2:14:54	はい。日本原燃の蝦名です。ここに書いた趣旨というのは、そういった趣旨になってございます。
2:15:02	はい。規制庁岡です。そう。それでもやっぱり適切な本を、
2:15:07	この機器を適切に保護って言うだけしか書かれてなかったんで、その整理の際に、どこで何を説明するかっていうものに加えて
2:15:17	溢水側で本当に評価しなくていいんであれば、個人に対してちゃんと持つっていうことを添付書類のどこかで示すっていうことが大事だと思いますので、
2:15:28	その辺まで踏まえて整理いただければと思いますんで、よろしくお願いします。
2:15:36	はい。井上の海老名です。承知しました。
2:15:41	はい。規制庁コサクです提案。
2:15:50	石川光永。
2:15:52	ところが、今後申請される際にまたどこに書くかは別ですけど、表現変えられると、いうことと理解をしましたが、実態上はあれですか、廃棄等、
2:16:05	S A のときだと中でスプレイを降らせて、それはドレン系で排水ができ、貯めますため大丈夫ですみたいなことを言われてたと思うんですけど、
2:16:17	通常のこれまでの状況で薄井ってというのは入ってきてないってことなんですか。



2:16:34	日本円タナカでございます。
2:16:36	主排気塔のですね、そこの下の端部っていうのに
2:16:43	今回のいろいろ工事やってる中でアクセスする機会がありましてちょっとその時に上げたわけではないんですけど中からその部分を叩いて、溜まってんのかなたまってないのかなっていうのは、一度確認したことあるんですけど。
2:16:57	その半基本的には中身が空っぽだったっていう。
2:17:02	経験があります。以上です。
2:17:07	規制庁コサクです。わかりました
2:17:10	系はあれですか、アクセスはできる状況にはなってないっていう。
2:17:17	日本原燃の家でございます。ですねそこらについては普段はですね人が立ち入らないように、手に入ってあげられても困るところなので、
2:17:27	立ち入らないようにふたがしている場所に 10 日、収納してございます。以上です。
2:17:34	規制庁コサクですあれですかね。
2:17:37	関係はずっと、
2:17:40	継続使用しているので、立ち入らないようにしているということで、構造上ははいるような形はできるんだけど、
2:17:51	入ったことはないっていうことですか。
2:17:54	はい。日本原燃田仲でございます。はい、ご理解の通りでございます。
2:18:00	規制庁コサクですわかりました。そうですね。
2:18:07	木須。
2:18:09	その上でドレンができるようにはなっているということなんで、そういうような状況を踏まえて、
2:18:20	設計としてですねこんなふうになっしているっていうことが分かる記載にまあ、回答を申請する際には、対応いただければと思います。以上です。
2:18:35	規制庁タジリさんありがとうございます。右下の適切なところで
2:18:42	下から 10 行目ぐらいのところのやつで、継続しない位置に設置することの後の積雪を抑制する設計とする等の話は、風間のところで指摘をしたと思っていて元で検討されてるということだと思うんで、
2:18:56	直されると思うんですけど、これ見識説を抑制する設計っていうのは、
2:19:02	融雪ってことですかね。
2:19:07	はい。日本原燃の大橋でございます。その通りでございます運用としてちょっと使ってるような融雪装置になります。
2:19:16	規制庁谷です。

2:19:18	だから、すべて屋根のところを全体にやるっていうよりは、排気と排気塔っていうか、外気取入口から外気取入口の周りのところに常時置かれていて、
2:19:30	非電氣的なヒーターですかね、そういったもので、田村あの堆積しないようには普段からしてるということですかね。
2:19:40	日本エヌエピナです。おっしゃる通り配当配当じゃねその風土の下の部分に置いてあって、
2:19:51	今、積もったときには、雪が積もったときにはというか通電しといて
2:19:57	結城が積もらないようにしているというものです。以上です。
2:20:02	規制庁田尻です。
2:20:04	ちょっとその辺りがどこまで期待できるもの雪であればってことなんですけど火山灰と一緒になるといまいち何の効果まであるのかわかんなくなってきたら、ちょっとそこらの話ももう、今後多分国債が直されるんだと思うんでその時に併せて説明できるように準備しといていただければと思うんでよろしくお願ひします。
2:20:21	はい。日本原燃の蝦名です。そうしました。
2:20:27	はい。規制庁田尻です。で、他の部分、
2:20:31	うん。
2:20:35	しちゃったんですよ、全般的に指摘させていただいたんですけどとりあえず目途ナビ取るところであるとか、オリジナルで書くのであれば、オリジナルとして書いたところで、ちゃんと意味通る記載になってるかとか基本的なところをもうちょっと精査いただいた方がいいかなというのがこの資料については自分の感想です。
2:20:52	規制庁側からこの資料について番春日井部次長その他について何か指摘等ありますでしょうか。
2:20:59	規制庁の岡です。先ほどの洪水のところ、これはちょっと医師、念のための確認になるんですが、今回立てや一の開口高さの、
2:21:11	担保っていうのが最初に蒲生MOXと一緒に並びで書いてきてはいるんですが、再処理側も、この開口部高さの担保をするっていうことでよろしいんです。
2:21:28	はい。日本原燃の大橋です。
2:21:29	建屋の開口高さの話についてはMOXと再処理は同じでございます。以上です。
2:21:36	はい。成長加速ありましたMOXの方は介護がし、寸法なんかが変わって、結構高くなったっていうことがあったんですが、最初にはもう建設当時からそういう。

2:21:49	ことを考えて設計されていたってということなんでしょうか。
2:21:58	日本原燃の蝦名です。一般的な何ですかね、朝の
2:22:05	寝た状態で当初から設計しているというものです。その考え方を使うということですか。以上です。
2:22:13	はい、規制庁下ですわかりました。はい。
2:22:15	私から以上です。
2:22:18	規制庁の古作です。ちなみに何センチですか。
2:22:25	日本原燃の蝦名です。ですね確か、最低 30 センチは確保してあったと思います。以上です。
2:22:35	そうです。わかりました溢水で言われてる高さよりも低かったりすると全然言えないってということ。
2:22:41	確認したんですけど、
2:22:44	それよりも十分高いということで確認されてるようなので、
2:22:54	規制庁側から他に何かありますでしょうか。
2:23:00	なければ減免側から振り返りをお願いします。
2:23:04	はい。日本原燃の蝦名です。ちょっといろいろと
2:23:10	ご指摘いただいたんですが、基本的にはやっぱりちょっとまだルール、
2:23:14	に対するそない部分というのが、コメントが多かったと思います。
2:23:21	しか、
2:23:24	あれですね飛ばすところのまとめ、市の話だとか、
2:23:29	MOXとですね順番が変わってる部分ですねそこですね、あと当間首藤とかの使い方が十分でないところとかですね、あとは、MOX側の方と差分がないはずなのに、何かわかんないけど差分の記載があったりするところですね。
2:23:49	とかですね、括弧は個別の設備の話が書かれているんですが、そこは共通の、
2:24:00	方針に記載するという形で修正したいと思います。
2:24:06	あとは、降水のところですね、溢水側で評価しなくてよいというふうなところで、こちらに飛ばしているはずなのでちゃんともうちょっと書かない。
2:24:17	その担保にならないんじゃないかというところがありましたので、そこらは修正させていただきます。
2:24:23	あと積雪の部分の記載ですがこちらは火山の方とも絡むんですが、記載を改めて検討した結果を踏まえてですね、修正させていただきたいと思います。

2:24:36	あとは、この資料云々ってことではないんですが、有毒が数の内容は、第一グループの補正で取り込むということ、
2:24:51	このヒアリングの中でお話させていただいて、
2:24:54	いうふうに考えてございます。
2:24:56	以上です。
2:25:03	はい、規制庁帯磁率スケジュールを最後にまとめてということだったと思うんで、規制庁側から他に何かなければ次の議題の方行っていたければと思います。
2:25:14	筒井オオオカです休憩はよろしいっちゃうか、
2:25:25	日本原燃の瀬川でございます休憩は、
2:25:30	なしで、
2:25:31	引き続き、カミナリを、進めさせていただけたらなと思っておりますがいかがでしょうか。
2:25:39	規制庁岡です私は大丈夫ですか。
2:25:45	規制庁はよろしいでしょうか。コサクですけど。
2:25:48	聞きませんあんどん
2:25:49	今日のメニュー的にもうそれで終わっちゃうので、取るまでもないってことですか。
2:25:57	日本原燃石田でございます本日この後ですね地震の間、落雷の関係があってそのあと地震 0001 が入ってますので、
2:26:08	全体の流れからいくと、休憩を挟んでいただくことも可能だと思いますし、説明するのが、落雷私なんで、
2:26:17	早く説明してて思ってるんですし、お任せします。
2:26:23	規制庁小坂です。そういう意味では、人の関係からすると落雷までやって切り換えた方がいいということですかね。
2:26:31	はい。
2:26:32	はい。規制庁側にちょっと確認ですけど、時間ってどれぐらいかかります。
2:26:39	室長がですらぐらいに関しては1時間から1時間半ぐらいをめどに思います。それであれば休みを入れました。
2:26:52	すいません。はい。規制庁志水です。それでは一旦10分間の休憩を挟みたいと思いますので、
2:26:59	遠い。
2:27:01	もしそんなので問16時10分再開で、原燃いかがでしょうか。
2:27:08	はい、日本例です。16時10分再開了解いたしました。はい。それでは一旦録音を停止します。

0:00:00	公開しました。それじゃ、落雷について原燃側から説明をお願いします。
0:00:07	はい、近田でございます。
0:00:09	外観より 0001 ということで李城 8、9 月 12 日に提出をさせていただきました。
0:00:18	こちらの事象自体は外部商品というチームではあるんですが M O X の直接的な比較というのがないものになります。ただ、外部事象、外部衝撃の一部の事象になりますので別紙 1、6 ページから右下の 9 ページからありますけど他の事象との横並びも含めて、
0:00:37	展開をしているということでございます。
0:00:40	落雷固有の話ということでいきますと、お金にサトウ花火取りを凶った上でということでありますけども右下 9 ページで 270 キロアンペアの設計をしてますよと。これ事業許可、
0:00:53	事業指定学校変更許可を受けた数字ですということを示していること。
0:00:58	また右下 11 ページのところ、落雷に対する防護対策いわゆる防護設計の前提の考え方としまして、先ほどあった 270 キロアンペアの落雷の
0:01:11	電流値を設計上どう考慮するのかということの整理をしてございます。初版木藤が一番高い建物になりますのでこの敷地の中で一番高い建物になります。
0:01:23	構築物の東原木藤沼津 270 キロアンペアは、一部可能性が極めて高いということを示しております。また、主排気塔以外にですね、高い構築物ということでいきますと、
0:01:36	喜多環境ですとか、低レベル廃液廃棄物処理建屋の上についてます換気塔であったりというのがありますそういった構築物で、270、下からいきますと 150 キロアンペア以上伺えればこちらで主捕捉がされると。
0:01:51	ということ。
0:01:52	そういうことを考えますと、主排気塔 270 を考える、各建屋、いわゆる防護対象施設が入っている建屋であったりというところについては、
0:02:02	工場を上限として考えておけば設計上は大丈夫だということ、全体の整理を 11 ページの方にさせていただいてございます。そういったことを前提に、12 ページ以降、
0:02:15	直議題の話、間接材の話ということ、設計を展開をさせていただいていると。
0:02:22	ということでございます。
0:02:23	運営者 15 ページには設計と対になるような話を、c ポツということで整理をさせていただいたということでございます。

0:02:31	このあたりでCMの説明をしますが、ちょっとまだ、お出しをしといて恐縮でございますが、整理としてまだ足りないなと思っているところにつきましては今回特に申請対象になってます。
0:02:43	冷却塔、冷却とそういうものが、
0:02:47	ぐらいからの防護対象施設になるんですが、冷却塔を防護ネット、これがいわゆる防護設計としては、器が主要なものになってますということで、いわゆる、
0:03:00	それぞれいう建物に集合することによって道具をするという設計と同じように、屋外の構築物冷却塔みたいなのでは、ネットそのネット側で防護設計をすることによって、
0:03:12	防護対象施設を守るということで、まさしくこれが設計方針だと思うんですけどそれが何か別紙1の中で書ききれてないという状態でございます。
0:03:22	続きまして、別紙23先ほど別紙1を展開をした上で、整理しております別紙4は、右下、
0:03:33	31ページから始まってます。杉下さん12ページのところに、資料の構成を整理をさせていただきました。
0:03:41	以前私したので資料の1しかなかったんですが他の事象との展開を踏まえまして、414253という構成で指摘をさせていただいてございます。
0:03:53	基本方針が、別紙4-1。
0:03:56	その中で、まさしく影響を考慮する施設というのは何なのかというのを選定するのが、円の2、
0:04:02	それらの影響を考慮する施設に対してどういう設計をするのかというのを展開するのが別紙4-3という構成でございます。
0:04:12	資料の1は、右下34ページから始まして、こちらは、基本的には、先ほどご説明した基本設計方針における形の展開をしてございます。
0:04:23	RE LAPは、右下42ページに書いてますような先ほど高畑部分で補足できる範囲というのを示してる図をつけて、確かに159条のやつが、今後、
0:04:35	雑巾構築物で捕捉できるということを示しているということでございます。
0:04:41	はい、エレベーター資料の2が、右下49ページから始まして、まさしくここで、
0:04:48	お金紹介がありますと、

0:04:51	奥川委員、落雷防護対象施設右下 52 ページに出てくるが、強行弁護対象施設としては括弧に示している通りですけども影響を考慮する施設というのは何なのかと。
0:05:04	防護対象として防護設計として講じるものが一体何なのかというのを、本来は展開をして整理をする必要があるのかなと思ってます。
0:05:12	ということです。
0:05:14	データ後ねえ。
0:05:16	うん影響の話については、
0:05:20	下 56 ページで整理をしてございます。直撃代の方が、
0:05:26	機械的影響、関節外の夜勤的影響ということで整理をして、影響を及ぼす施設はないと、いうことで整理をしているということでございます。
0:05:39	あとは他のところもそうですけど右下 58 ページのように、再処理特有として使用する首藤キャスクを使用する建屋ということが出てきますということでございます。
0:05:49	右下 59 ページから、設計方針の展開をしてございます。
0:05:55	6 時であります
0:05:58	要求性の医療機能だったり性能目標の話、
0:06:02	機能設計の 4 ポツにあります他の事象との関係も含めて整理をさせていただいた上で、今回は、
0:06:10	3.1 のところに行きます 3.1. 2 の屋外の落雷防護対象施設、
0:06:16	申請対象になりますのでこれを対象にして展開をしていくと。
0:06:20	4 についても、4.1. 2 が対象になって展開をしていってそれ以外には次回ですということ整理をさせていただいていると。
0:06:29	いうところでございます。
0:06:31	はい。具体的な設計がですね、右下 69 ページの基本設計とかいうところにあるんですが、
0:06:40	これも出しておいて恐縮なんですけど図面ついてなくてですね、はっきり言って J I S の規格等の中身と、いわゆる以前の、
0:06:51	俺方になった落雷の報告書に書いてあることから、域を出して受けてなくてですね。
0:06:58	そして設計は何なのかという状況になってますんで、
0:07:01	補足の個別の補足説明資料を、大賀委員雷 11 とかに書いてあるような設置ムードを設置するんだというようなことも含めてですね引き上げ動線との関係とか、
0:07:13	何らかの図面をつけた上で今回の冷却塔であったり防護ネットに対して、こういう設計をするんですよということではないと。

0:07:20	具体の設計が何も書いてない状況になってしまっているのですこも修正が必要だと思ってます。
0:07:27	また右下 68 ページの表があるんですがこれも屋外の落雷防護対象施設と表土商談会でおきながら、飛来物防護ネットがいると。
0:07:36	これも本来は、冷却塔の先ほどの業務の中で、影響を考慮する施設を、
0:07:43	冷却塔みたいの上の施設はネットワーク後グッドでやりますよと言ってしまえば、これが影響を考慮する施設ってのは何なのかというのを示せがネットが出てきて終わりと。
0:07:53	いう整理もありかなというふうに考えております。
0:07:57	はい。全体の展開としてはどういう形で整理をさせていただきまして、別紙 1 の基本設計方針で赤く他社との横並びであったり、
0:08:08	方向性を岡野次長との関係も含めて、しっかり作り上げていくということまでできてますがまだちょっと先ほどしゃべってるところがまだ不足原因があるという認識でございます。
0:08:20	0 の資料の説明としては以上です。
0:08:28	規制庁岡ですそれでは幾つか今説明いただいたところも含めて確認させていただきました。まずかなり整理されてわかりやすくなったという上で、
0:08:38	ちょっとずっと基本設計方針のところ、
0:08:42	ちゃんと整理ついてなかったその 270 キロアンペアまでの直接来の対策っていう網羅性とか連続性っていうのも、
0:08:51	綺麗に整理されてわかりやすくなりました。
0:08:54	ちょっと横並びという観点で先ほど外その他が、他の外部衝撃との横並びという観点で、
0:09:02	6 ページ目の
0:09:06	2 段落目、最後の段落の、
0:09:09	ところで、
0:09:13	他の条文だと、落雷防護対策食う施設、施設及びそれらを収納する建屋を合わせて、
0:09:23	ポートしてその次のページの波及的影響のところは、建屋も含めた状態で受けて景気を考えるっていうような整理になってたと思うんですがそこんってないっていうのは何か理由があるんでしょう。
0:09:38	はい。古井イシハラでございます。まずは正直申し上げましてまた整理が十分じゃないと思います。ここも落雷防護対象施設等にしてしまえば波及的影響の世界では建屋、それを収納するものも含めて全体として、



0:09:55	休憩影響を受けないような設計をするんだという宣言は、十分できると思います。それはここで書いた時になった理由は、間接税みたいにですね直接的設備に影響を与えるような波及影響のやつを考えたときに、
0:10:09	等々のくくり方をした時にターゲットがわかりづらくなるんじゃないかということを感じて、頭使いをしてなかったんだと思いますけども、とはいえ、後ろの方でも、
0:10:21	防護対象施設及びそれらを収納する建屋という日本語出てきたりもするので、そこも考えた上で言葉遣いを整理していければと思います。以上です。
0:10:31	はい。成長加速ありました理由が、もし先ほどおっしゃったような関節外でわかりづらくなるという理由が考えられなくもないので、そういう場合は何か説明者につけておいていただければ、
0:10:43	こちら判断しようがあるかなと思いますので、何もないと、やはり聞くことになってしまいますので、そういう配慮も、お願いします。
0:10:56	続きまして、9 ページ目。
0:11:01	と、
0:11:02	2 段落目で同時に発生する可能性のあるもの、事象を列挙しているんですが、
0:11:10	これ、許可のときに、整理した結果が使われていて、人材許可制度の観点で問題ないんですが、許可の方全部ハッチングになっていて、結局どこから持ってきたのかっていう説明に、
0:11:24	なっていませんので、そこら辺は、正しく
0:11:31	整理していただきたいんですが、いかがですか。
0:11:35	はい、ユニシアでございますはい。おっしゃる通りだと思います髪型続き積雪表とか降水と書いておいて、それは許可の添どくから持ってきてると思うんですけどその辺を、
0:11:49	発言してしまってますので、てく先としては事象名を白い資料にして、そこからリンクを飛ばすとか、いうことで整理をさせていただければと思います。以上です。
0:12:01	はい、清町大蔵です。よろしく申し上げます。あと 15 ページ名の、
0:12:08	最後の基本設計方針の
0:12:13	保安規定で定めるっていう最後のところの、ここもいつもちょっとまだ
0:12:19	記載が揺れているようなところがあるんですが、
0:12:22	今回、
0:12:23	ですね、
0:12:26	下から 3 行目の、

0:12:28	停止するかまたは、
0:12:30	再処理施設を安定した状態に移行させる措置をとることってというのが追加されてきたっていう認識で、ここが、
0:12:37	結局その上の、関連する工程を停止するっていうものが含まれるんじゃないかなと。
0:12:44	いうふうに思ったんですがこれ、二つ違う。
0:12:48	書き分けになってるんでしょ、意味が下違うんでしょ。
0:12:54	はい。海野イシハラでございます。日本語的に書けば多分同じことだと思います。一つは工程を停止する場合に時間がかかるもの。
0:13:04	安定した状態に交通権あるステップを踏んで、設置に至る必要があるものっていうのがあった場合にですね、
0:13:13	単純に停止すると書いてしまうよりはそのプロセスに入るということを書く方が、より、
0:13:20	その事象が判断された時のアクセアクションとしては明確ではないかと、いうことを考えて、単純に研修するかまたはその研修に向けた安定した状態に移行させる措置というのをとりますよということをもた書きで、
0:13:35	書かせていただいたということでございます。いずれにしても停止するという行為に結びつくことはできると思うので、アポとしてはどちらでもいけるかと思ってたところでした。以上です。
0:13:47	はい、規制庁、わかりました。じゃあここはまあ話で書き分けがあるんですけどらちょっと、添付も全部同じになってたかと思imasので、もし意味等、
0:13:58	こういう事象まで含めて考えると、記載の整理の方、またよろしくお願ひします。
0:14:05	はい、与儀西田でございます承知いたしました。
0:14:09	はい、規制庁課ですあとちょっと凡例のところ 16 ページ目、毎回ちょっとコメントしていて毎回ちょっとずつ見直しはされているところなんですけど、ちょっと落雷に関してはまだここら辺、少し揺れていて記載がわかりづらいところがちょっと多くてですね。
0:14:24	もし具体的に答えますと、まず、2 ポツの、
0:14:29	四角に、
0:14:34	これは本文と重複しているって本文の、
0:14:39	本文で記載しないことを考えるところで本文と重複しているって書いていたりして、
0:14:45	どういうことなんだってなっていたり、あと 3 ポツの結構、

0:14:49	あんまり整理できてないのかなと思ってまして、志賀田野さんとか、
0:14:55	5とか6とかですとね、4なんですけど、
0:15:02	他の条文だと、本文にはこういうこういう記載をし、その他、具体的な内容は、添付書類で説明するみたいなことが、
0:15:13	書いてあることが多くて多分それがルールじゃないかなと思うんですけど、何か。
0:15:19	ここに書いてることがそもそもよくわからなくてですね、結局どこで説明し、
0:15:24	説明しているのかっていうことが何も、結局説明になってないっていうような印象を持っていますが、その辺、見直された時と何か考えるとあったんでしょうか。
0:15:43	はい。日本原燃車でございます。そちらについては確認をしておりますが見る限り、すみません、MOXの時のひどかったときとあまり変わらないので、
0:15:55	道路の書き方についてはおっしゃっていただいております、ある程度ルール化というか書き方論というのは整理できていると思ってます。おっしゃっていただいている資格には本文に記載しない理由確保に、
0:16:10	今度全部が重複するためっていうのは理由になってないと。
0:16:13	落雷の特徴のところは菱形さんの、今までのやり方でいけば本文にはこういうことを書きます。その詳細は店頭外に預けますというその詳細にかかる部分なので、
0:16:25	勉強として整理をしましたというようなことが、考え方としてわかるように記載をしないといけないと思いますので、全体実対象物を比較しながら見て、精査をさせていただければと思います。以上です。
0:16:38	はい。規制庁岡です。よろしくお祈いしますちょっとそういうルール観点では先ほどのハッチングなんかもありましたがたこの資料を少し見直していただければと思いますので、よろしくお祈いします。
0:16:50	C1関係は私からは以上、技術ちょっと綴って別紙4の方に移りたいと思ひまして、まず32ページ目で先ほど説明がありまして、この形で今後も
0:17:05	他の外部資本費と同じように説明していくということで、大分わかりやすく整理されたと思っています。
0:17:12	ちょっと内容の方を確認させていただきますが、
0:17:16	まず36ページ目、
0:17:21	2.1. 一井の

0:17:26	落雷法の対象施設はっていう、段落2段落目ですね、以下のように施設分類できるというふうにはやっとなっていて、上二つはわかるんですが最後の建屋間で取り合う落雷防護対象施設っていうのが、
0:17:41	ここまで、一番初めですがここまでで何も説明がなく急に、建屋間で取り合うというような表現があって、
0:17:49	基本設計方針を読んでいけば、このことかなとは思いますが少しここは説明が必要かなって思っています。いかがですか。
0:17:59	はい、日本イシハラでございます。はい。おっしゃっていただいていることは理解をした上で、
0:18:06	整理をさせていただければと思います他の事象でいきますと、
0:18:12	この基本設計方針の一番と、基本方針トップバッターのところでですね対象施設に対する設計方針に分類額を持ち込んでいるのは、他の事象でもあります。例えば竜巻L O C Aでいけば、
0:18:25	外気を取り込む施設とか、あとは建屋の話とか、いろんなパターンを業績方針でそういう文脈を持ち込んでいるから、ここでそういう分類ですということが説明できるという見解にしています。
0:18:38	これが欠席をし運営3番目が出てくるかというとおそらくかなり難しい話だと思いますので、譴責方針等の流れを見た上で、ここでの分類額を持ち込むときに何らか、
0:18:51	プラスアルファで説明があるのかどうかは整理をした上で展開をさせていただければと思います。以上です。
0:18:57	はい。規制庁岡です。そういう考えで少しこのワードをまず、
0:19:02	わかりづらいというところからのコメントなので、そういうところも踏まえて、
0:19:07	整理の方よろしくをお願いします。
0:19:10	次、53ページ目。
0:19:14	4-2の施設選定の話があって
0:19:20	今回、外来03を作っていただいて、フローとかの考えもわかるようにはなったんですがちょっとこの記載はやっぱちょっと薄い。
0:19:31	あと、もう少しどういう観点で、
0:19:36	こういう施設な選択されました。落雷法の対象施設を収納する建屋なんかは、わかるんですけど屋外ってのわかるんですけど、
0:19:46	やっぱ間接ラインが結構、
0:19:49	難しくてですね。
0:19:52	こういう観点ですっていうことをもう少し

0:19:57	基本設計方針等に立ち戻って少し説明が必要じゃないかなと思ってますが、その辺いかがでしょう。
0:20:05	はい。乳井西原でございます。そういう意味ではおっしゃってる趣旨はわかります。再処理工場の設計って仮設設備の構造っていうんですかね。
0:20:18	それを前提に確かに岡谷を形成をしておりますけどその前提になることを何も書かずに、いきなりここで来てるのは事実、今の構成だと思いますので、
0:20:29	建屋間で取り合う、いわゆる間接材の影響というのはどういうふうに出てくるのか、その他再処理工場の構造からして、その間接費のいわゆる紙サージみたいの影響が出るっていうのが、
0:20:42	こういうふうにいえるんですよという前提があって初めてたどり着けるかなというところもありますので全体の構成として、どういう物語を展開することによって、
0:20:52	確かに効率等というところに特定できるかってのはちょっと工夫をさせていただきたいと思います。以上です。
0:20:58	はい。規制庁岡です。意図は伝わりましたので、そういう工夫が必要かなと思いますのでよろしくお願いします。
0:21:06	あとちょっと次細かい話ですが 53 ページ目の、
0:21:11	2.2. 1 の関節ラインの話の一段落目の、
0:21:16	中盤ぐらいにある以下は計測制御系統施設等と言うっていうこ、これって
0:21:22	別紙 4 市でも定義済みなんですけど、前も来たと思うんですが、結局、説明書単位で、
0:21:30	怒って残すんですけどそれとも。
0:21:33	別紙 414-2 のこの単位で残すんですけど。
0:21:39	はい、乳井宮でございます。私が言ってるルールが間違っって何か訂正してくださいなんですけど、別紙の添付書類の別紙今の内海海野さんってそれぞれの別紙で定義する場合は、それぞれするようにしていただいておりますので、
0:21:54	一番その施設検討トップバッター出てくるところで、何回も出てくる可能性はありますということでございます。以上です。
0:22:02	はい、規制庁からわかりました久しぶりにちょっと見た印象があったんですが。はい。そういうルールであれば、
0:22:08	はい。ありました。
0:22:11	あとですな 56 ページ目。

0:22:15	の、
0:22:20	すいません。
0:22:26	56 ページ目の、
0:22:27	波及的影響の話が、直接ラインと間接ラインでそれぞれ書いてあって、まず直接来のところでは、
0:22:37	温度によって温度上昇はわずかであるとかそういう説明もなされていて、こういうのって、MOXの方だと補足説明で、向こうは向こうで事情があって説明する必要があったんですが、
0:22:50	再処理側も譲れば、
0:22:53	定量的な評価とかそういうのは、
0:22:57	補足説明等がなされるんでしょうか。
0:23:01	はい。日本原燃石原でございますはい。同じようにさせていただく必要があると思っております以上です。
0:23:08	はい、辻岡です今の別紙4でしたじゃないや、5とか見ても、どこで追加されるのかなっていうところがよくわからなかったんですが。
0:23:19	何か、
0:23:20	それってどこで追加されるん地震。
0:23:23	ユニシアでございます。そういう意味で別紙5です、展開する、別紙3も含めて全体の中で捕捉すべき事項というのも整理が、
0:23:33	MOXの申請レベル距離も踏まえた上で、書き換えてないんじゃないかと思ってます。その補足付記事項というのを添付書類からの中身を見ながらこういうことを補足しますよというのをちゃんと出して、
0:23:47	後につなげていかないといけないと、その着地点が、別紙5の一番最後の80ページなんですけどこの項目に多分足りてないということが今のご指摘に繋がっていると思いますので、
0:24:00	ここ今一度整理をしていたと、しないといけないと思ってます。以上です。
0:24:06	はい。規制庁甲斐ですよろしくお願いします。
0:24:09	で、あとちょっとこれは、
0:24:11	違和感なんですけど、間接来の説明のところ、
0:24:15	関節外ってそもそも波及的に今日、
0:24:19	の話が、ここは入ってくるものだと思うんですけど。
0:24:23	これ、党派、間接ラインの影響、
0:24:26	によってっていう56ページの一番下の行から57ページにかかったところ、
0:24:33	落雷防に対する消雪施設以外の計測制御系統施設等が機能喪失し、

0:24:41	建屋間でとり合う、落雷防護対象施設への機能的影響を及ぼすことってここ、その対象が、
0:24:53	という間で取り合う落雷防護対象施設である閉塞性の系統施設等への影響だけ見てればいいんでしょうか。
0:25:06	はい、乳井西原でございますおっしゃっていただいたように関節外のウォーマーサージ電流自体が波及的影響みたいなもんだと。まさしくここで56ページで書いてる電位雷撃電流が、
0:25:20	避雷設備を介して分流拡散していく過程においてって言うてる、これが波及的影響みたいなものなんですけど。
0:25:27	もうもともと宇和先ほど冒頭であったん内容を見ればいいのかっていう、最初に構成なり特徴であったりと、
0:25:37	いうことを考えたときに、この
0:25:40	ぐらいサージを考えたとき下の接地網がどんどん上って行って、グループ影響が出ていこうという範囲にいる人たちっていうのが一体何になるかと。
0:25:50	ことを整理をした上で、それがわかった上で計測制御系統施設等と書いてるんですけど、そこに至った過程が何も書いてないので、そういったことがわからないということに繋がっていると思います。
0:26:03	そこを最初、これでの構成だったり、特徴であったりということ述べるときに、そこも含めて展開できればここまで落ちてくれるかなと思ってました。以上です。
0:26:13	はい。規制庁岡です。
0:26:16	外来03の方も踏まえて、同じことは今書いてますので、もう少し根拠立てて、そういうところを書いていただく必要があるかなと特に
0:26:28	浅部まで書くべきことを、遅くまで書くべきことっていう書き分けも今、そんなに
0:26:35	されてなくてですねフローがあるかどうかぐらいしか今多分、差異がなくて、ちゃんと別紙で説明されていることが補足を読めば、
0:26:45	しっかり根拠立ててわかるようになっていけばそれでいいと思いますので、その辺も踏まえて、今の関係も整理いただければと思います。
0:26:53	はい、二本木西浦でございます承知いたしました。
0:26:59	規制庁岡です。ベッツに、64ページ目。
0:27:03	別紙3の方に移るんですが、ちょっと3点に関して辛いところが、先ほど要求機能と性能目標っていう話もされていたんですがここは、
0:27:14	急に構内接地系建屋間で取り合うLIBOR対象施設っていうふうに、





0:30:00	わかってくるんかとかそういうことが今全く想像つかなかったもので伺った次第です。また整理のほどよろしくをお願いします。
0:30:09	あと、すいません。ちょっとページが飛んでしまって65ページ目。
0:30:15	ここから今回の屋外の落雷防護対象施設の説明が、
0:30:20	4.1. 2で始まるんですが、まず、
0:30:24	ですね。
0:30:28	65ページ目の、
0:30:30	64ページ目のポツの最後の行から続く65ページ目の地震のところ、ちょっと細かい話なんですけど、これ括弧を取ると、日本産業規格または日本産業規格のいずれかに準拠したものとCになってしまうので、
0:30:47	まずちょっと、
0:30:49	65ページ目にあるジャンプとかのようにちょっとタイトルを、
0:30:54	まず書いていただきたいんですが、
0:30:57	日本産業規格でもちゃんと区別していけるようにタイトルをかけ合いますし、その辺少しわかるようにしていただきたいんですが。
0:31:06	はい、乳井西原でございますはいそうですね。
0:31:11	対象になる、いずれかって言ってるものの対象が明確にその前に読めないと、括弧とったら確かに何もなくなっちゃうので、そういう意味では、整理をして記載として、
0:31:22	何と何のに適合するのかわかるちゃんターゲットがわかるように幾何規格名なりを書くようにさせていただきます以上です。
0:31:31	はい、規制庁オオオカです。
0:31:33	その上でですねちょっと
0:31:38	微妙なところではあるんですがこの休日真実っていう呼び方が、ちょっと新しい賃新しい辞書の審判とかが出たら、
0:31:47	わかりづらくなるのかなっていう印象を持っていて、宍道市休日っていうよりもやっぱりこの実名辞書
0:31:55	4201-192とかそういうのでちょっと書いていただきたい、いいなと思ったんですがそこはいかがか。
0:32:03	はい。乳井西原でございます。はい。おっしゃっていただいているところの言葉遣いは今出てる他の、
0:32:11	耐震も含めていろんな補足説明資料みんな多分バラバラでして、おっしゃっていただいたことよくわかりますK J S 真実って新しいの絶対真実って何なんだよって話になっちゃうので、
0:32:22	例えばですけど1992年版とか、2003年分とかあの年5回ってその版っていうのを略語にするとかですねちょっとこの後出てくる回数が少なけ

	ればおっしゃっていただいているような実用に①、日本①-1992 とか 003 がある程度
0:32:39	フレームで使うパターンを採用しますし、そこが何回も出てきて煩雑になりそうであれば例えば1Q2番とか、いうのを略語として設定して展開をさせていただくとちょっと工夫をさせていただければと思います。以上です。
0:32:53	はい。規制庁甲斐ですそういうメンバーが一番わかりやすいかもしれませんが、そういうところを少しの検討いただければと思います。
0:33:04	パッドは66ページ目のBの2ポツ目。
0:33:09	ここちょっとわかんないんで確認したいんです。従来分は一つの場合を除き、従来分が1つって、
0:33:18	どんなイメージなんでしょう、これ。
0:33:24	表現で伸ばしてございます。例えば避雷針が1本しかたっていないような場合を指します。
0:33:31	以上です。
0:33:32	はい。それだけの話です。
0:33:37	これ、これ何でなんでしょうか。
0:33:41	日本原燃の明石でございます。複数本立てたりすれば、それぞれの避雷針が、ちゃんとループ上で繋がってるような構成にしますよと言ってるだけであって、1本しかなければ、
0:33:55	もちろん引き下げ動線も一つになるし、ループ状にするものも何もないので、それを表してるだけでございます。以上です。わかりました。はい。
0:34:05	それを聞けばそう読めるかと思えます。
0:34:10	66ページ目のぼd、
0:34:14	の3ポツ、
0:34:15	次のページです。
0:34:19	の引き下げ動線の材料とか、
0:34:22	ボックスのポート結構違うのかなとちょっと思ってますで、そのボックスの方はいろんな引き下げ同斜の材料も書いていたりしたんですがまず最初にhr、
0:34:36	被災労災はどれだけなんでしょうか。
0:35:01	勉強で、
0:35:03	今度ホソゴエと申します。

0:35:05	こちらですね、どう、どうする、どう使用する場合はということで書かせていただいてまして、基本的な事実に基づいて設計をしてございます。
0:35:15	規制庁からでえっ藤堂以外のものもいろいろあってっていうところでも、その方はそういうのも結構明示されていたんですが、最初にh r
0:35:25	そういうのを明示しないんですかっていう伊東ですが、
0:35:31	日本原燃の夏井でございます。
0:35:34	再処理の方もですね銅だけになりますので、
0:35:39	東京ですか。
0:35:41	すいません大変失礼しました
0:35:45	材料も明確に記載いたしますので、はい。
0:35:49	そのような記載に見直します。以上です。
0:35:53	はい、瀬戸岡です。わかりました。はい。
0:35:57	こちら側ですいません1点ちょっと説明を忘れてまして67ページのポツなんですけど、対象がなくてですね、検査を消そうと思ってたところなのですいません説明を忘れてました。以上です。
0:36:11	規制庁からまさしく今、それを言おうとしていて南米計測制御系統施設だけでいいのかとか、何か何なんだろうって思いながら今、聞こうと思ってました。これは消すということです。
0:36:24	はい、上西でございますはい。すいませんでした対象がありませんので消させていただきます以上です。
0:36:30	はい、光岡です。あと、初めに説明があった
0:36:35	安全冷却水B冷却塔に対して防護ネットの位置付けとか、そういったものが基本的に、
0:36:43	方針カラー
0:36:45	ずっとわかんないまま68ページ目の第4.1. 2-1の表にきてしかも注釈であるだけっていうところで、ちょっともう少ししっかり、本文で説明して、
0:36:58	もらいたっていうところがありますんで今度添付で、
0:37:02	相続に繋がるよ、そこでもう今説明されてるものとちゃんと
0:37:06	整合とれるようにというところがありますので、そこは検討されるということでしたのでまた引き続きよろしく申し上げます。
0:37:14	はい。西原でございますはい。おっしゃっていただいた私も冒頭申し上げた通りそこは根本的に足りてないと思ってますので、はい。整理をした上で記載を拡充させていただきます。以上です。
0:37:25	はい、規制庁岡田です。この00、

0:37:29	-01 は私からは以上なんですが、規制庁側、何かありますでしょうか。
0:37:38	特にならなければ次、補足関係。
0:37:41	言っていたらと思います。
0:37:43	はい、与儀西原でございます。外雷 01 から 03 までお出しをしておりますこれもすいませんこちらで出しておいて全体の整理としては不整合がありまして、
0:37:54	別紙先ほどレベルシミズの別紙 5 ではですね、ページで 9 を、
0:38:02	別紙 5 の最後の表を、
0:38:07	つつ、
0:38:09	80 ページの表を見ていただくと 0103 は、第 1 回の対象ですと。
0:38:16	第 2 回も儘田がついていて、補足の 02 はですね大分会の対象になりまして、出しておいて恐縮なんですけど、説明は割愛させていただきます今回の対象にはならないということで、
0:38:30	01-03 の説明をさせていただきます。
0:38:33	019 の方ですがレベル 2 ということで 9 月 12 日にお出しをしました。直した観点としては先ほどあった、379 あたり 159 台の学内としての全体の敷地全体を見たときの、
0:38:49	設計をどう考えるのかというところの整理を、ちゃんと基本設計方針だったり添付の基本方針とあわせて、最初に書かさせていただいた上で、
0:38:59	それを踏まえた上での耐雷設計をどうするかということ、右下 6 ページ以降に展開をさせていただきました。
0:39:07	それぞれ屋外であったり収納する建屋だったり関節台の話だったりというふうに考えた上でそれぞれ項目を設定をして、6 ページ以降に展開をしています。
0:39:21	はい
0:39:23	もう大お出しをしておいて恐縮なんですけど右下 8 ページから始まるネットの話が、八、九とあってそれと 11 ページ以降にある別紙との関係がですねちょっと生理学的に今ひとつなところがあるかなと。
0:39:39	思っましてその辺の整理をどうするかというところはもう少し考えさせていただきたいということでございました。ちょっと話が池田鬼頭ですけどこれと、じゃあ、3.1 の関係はどうなんだということもありますそこ先ほどの譴責方針の展開から全体を、
0:39:54	工夫して、整理をしていけば、同じところ、6 ページ以降の構成も変わると思いますんで、その中で整理ができるかと思えます。
0:40:02	はい。A 03 の方ですが施設の選定ということで先ほどありました
0:40:10	ご指摘ございました

0:40:12	今の状態だとフローがついただけの状態になってます先ほどの補足で説明することを、全部で説明することのすみ分けも含めて全体整理をした上で、記載の拡充というのも含めてさせていただければと思ってました。以上です。
0:40:27	はい。規制庁、浦です。ちょっといずれも、やはり少し、
0:40:33	整理が不足してるかなということで、今おっしゃっていただいた通り、
0:40:37	もし、補充は必要かと思います。その上で、今後の精査の日に、少し観点となるような、
0:40:46	ことで事実確認させていただきますが、まず第、第1-1の、
0:40:52	6ページ名の直撃来の話のところできっきの添付書類と、
0:40:58	の関係もあるんですが今回、ここ設計要件になっていて、MOX側でも外部衝撃で設計要件を出していただいて、
0:41:07	あとはAppに、MOXでは具体的にこういうふうにしてますみたいなことも説明されていたんですが、
0:41:16	今回再処理の、ここは設計要件になっていて添付書類の方は設計の部隊という認識で全く同じことが書いてあって、その辺で書き分けてちゃんとされているんでしょう。
0:41:32	はい。日本石田でございます。お恥ずかしい話正直ダイレクトに該当しますとできてませんということになると思います。補足説明資料は添付書類で書いてあることの根拠であったりを補足するために作るものだとすると、
0:41:49	この設計はそもそもどこに書くんだ、その設計要件に従って設計設計を具体をした設計が例えば添付に書いてあったときにその設計でいいんだという説明をするために、設計要件を持ち出すのであれば一つあるかなと思いますけども、
0:42:06	記載の構成であったり、記載の深さであったりということからすると、まだ十分整理ができてないもんだと思ってます。以上です。
0:42:15	はい、規制庁はです。そういうことであればちょっと理解できるところはあって、モック数では、
0:42:23	要件をしっかり出した上で、設置、具体的な設計はこうですっていうところの、
0:42:29	一つの例が、その(1)のdポツの、先ほどもあった3ポツ目なんかは、
0:42:36	面積38っていうのは、具体能勢も櫛田部隊の設計で要件は16になっていて、そこで、そこら辺でちょっと気になってきたのはその再処理事業所としては要件っていうのはMOXとか、

0:42:52	再処理とか管理とか、要件というのは、事業者としては統一されているんでしょうか。
0:43:03	はい、日本イシハラでございますそれぞれ、落雷の耐雷設計もそうです
0:43:10	耐震なんかの設計もそうですけど設計管理基準というルールをそれぞれの事業部で持ってます。再処理と廃棄物管理施設は事業部からしますと再処理事業部一方になりますので同じルールに従ってやっていると思ってましてで、
0:43:24	MOXの方も同じように設計管理基準というのは設計当社のルールを作ってます。これは最初にと同じものは同じように見解をさしていただいて、MOXの特徴を踏まえなきゃいけないものだけは、僕相談を犬を出してると思いますが基本的なこういう共通的な方針は、
0:43:40	同じというのが非常に原則でございます。以上です。
0:43:44	はい、規制庁かですねわかりました。でしたらやっぱり、そういうことも踏まえて整理いただいたものを、
0:43:51	確認した方がいいかなと思いましたが、また精査の方よろしくお願ひします。
0:43:56	あと8ページ目、
0:44:00	最新の空との関係っていう説明をされていてで、③①から④抽出されているのは、その通りで、
0:44:10	③はやっぱり大事ということで③を少し手厚く説明しているんですが、①も②も④も、抽出されたものの裏返ししか書いてなくて、
0:44:22	ちゃんとした理由は書いてないような気がするんですがもう少し①②④も少し、
0:44:32	例、具体的になれとか、何か根拠とかそういったものを使って説明していただきたいんですが。
0:44:42	はい。日本原燃石原でございます。今言われてるのが8ページのこのうち①については、もともと例えば最初に説明しても弱4608020%を適用していることと、
0:44:54	いう実をまあ、ほぼ、
0:44:57	裏返しで書いてるところが、こういうのを適用した上で、こういう具体の設計をしているので、もうすでに反映済みですとか、
0:45:05	②番についてもすでに考慮しているだけではなくて、こういうところで具体的に展開をして考慮されているかというようなことで、何をやるのかが、それぞれの項目についてわかるように、
0:45:17	記載をするということで理解をしましたがよろしいでしょうか。

0:45:21	はい、規制庁課ですまさしくそういうところが不足しているなど思っ てのコメントでしたので、はい。対応よろしくお願ひします。
0:45:32	は、11 ページからのところ、先ほどのちょっとね、別紙のことであつた んですが00の方であつたんですが特に11 ページから始まる、別紙1- 1からの
0:45:47	空いとるなんかは全部市の飛来物防護ネットの避雷設備の配置概略図に こうなったりしていて、
0:45:55	この補足説明資料内でも、
0:45:59	ボンネット自体が、
0:46:04	を説明するみたいな話は全くないままに、急に
0:46:08	安重である冷却塔ではなくてネットの話が、
0:46:12	タイトルにもなって、そのネットの説明だけがだんだんついてくるっ てというような感じに今、
0:46:19	なっていてこれはさすがに繋がりが悪いなど思っていましたので始めに も少しお話ししていただきましたが、
0:46:26	その辺、また流れとか考えていただければと思いますんで、よろしくお 願ひします。
0:46:32	はい。与儀の石田でございます。先ほどもやりとりさせていただきました 業績方針の全体の流れを整理をするということと、それをすることによ って、
0:46:44	偉い03の資料自体の孫なカミデってどういうものを登場させるかも変 わってくると思ひますしそれを受けると、この資料の6 ページからの流 れも、当然何を集合にして書くかが変わってくると。
0:46:57	いうことだと思ひます。そうすると、11 ページ以降のタイトルで出て くるものが確かにこれが防護設計をする、メインのものなんだというこ とが繋がると思ひますんで、全体見て、整理をさせていただきます。以 上です。
0:47:10	はい、規制庁羽田です。よろしくお願ひします。あと外来0301に関し ては以上で03に関しましても先ほどの添付の方で、
0:47:19	コメントさせていただきました通りで、少し修正されるということで、
0:47:24	また、適切に全体、
0:47:27	全体構成の中で、補足の位置付けとかを含めて、
0:47:31	再整理していただければと思いますので、
0:47:35	よろしくお願ひします。
0:47:36	位関係私からは以上でしたほか、規制庁側から確認事項等ありますでし ょうか。

0:47:45	特にないようでしたら振り返りの方をお願いします。
0:47:49	はい。西田でございます。00シリーズは、全体別紙1からの流れを整理をさせていただきますとネットが大手ということの全体の設計方針の話。
0:48:02	別所についてはそれぞれ設計としてエーベ
0:48:06	対象物の選定の流れであったりとかあとそれぞれの設計の確保とですね、整理をさせていただきたいと思ってます。設計として何を書くかっていうの記載の拡充だとかも必要ですので、それをさせていただくと。
0:48:21	ということだと思います。あと補足説明資料の登場させるものも、まだ足りないところがありますんで整理をさせていただきます。
0:48:30	あと個別の補足の、先ほどお話しした通り、設備の選定の結果、対象物野瀬防護設計の対象物の話とあとは、MOXのお説の補足説明資料との展開を踏まえながら、
0:48:44	設計要求の話と具体の設計の話というのを書いていくという流れを整理をさせていただければと思ってます。
0:48:53	はい。
0:48:54	スケジュール感のエビナの方に任せます。以上です。
0:49:00	はい。日本原燃の蝦名です。
0:49:04	ちょっと今日の際とかも含めですね、一応スケジュール感をお話させていただきます。まず、葛西ですけども、結構修正する部分が多いというふうを受けて認めております。
0:49:17	ちょっと来週は厳しいのかなというところまで、まず、話をしましてちょっと再来週になってしまうんじゃないかというところですよ。
0:49:28	その他、落雷につきましても、それなりに結構修正点が多いかなというふうに考えてございまして、そうだと、落雷、落雷の方はちょっと、かなり
0:49:40	修正しなきゃいけないので再来週でその他については、一週の後ろかそれとも再来週の頭ぐらいには出したいなというふうに考えてございしますが、正式なのは、スケジュールのほうでご回答させていただきます。まずはスケジュール感だけを回答ということですよ。以上です。
0:50:05	はい。規制庁志水です。今の落雷の振り返りだとスケジュール感含めて規制庁側から何か確認等ございますでしょうか。
0:50:17	なければ、あとは耐震ですがここでグループ1の案件が終了になりますので、
0:50:24	全体を通して、3規制庁側から何か確認ございますでしょうか。
0:50:31	県側もグループ1の案件については特段よろしいでしょうか。



0:50:37	はい、日本例年は特にございません。はい。
0:50:41	それでは一旦休憩を挟んでから耐震の意見を再開したいと思いますのでちょっと21、人の入れ替えもあるので、14、
0:50:51	G20分再開で原燃側いかがでしょうか。
0:50:57	日本原燃です。17時10分再開、了解いたしました。
0:51:01	はい。
0:51:02	大隅矢野。
0:51:03	録音を停止します。
0:00:01	規制庁のタケダです。それではヒアリングの方を再開いたします。
0:00:05	次の議題としましては、地震00-01の別添の1ですね9月9日入社資料につきまして、確認したいと思います。
0:00:17	それでは、A2版
0:00:18	日本原燃の方から説明をお願いいたします。
0:00:23	はい、米澤です。
0:00:27	はい、資料につきましてちょっと中身に入る前に補足させてくださいというところで、この資料なんですけども、どういう位置付けかというところになってございます。
0:00:37	前回のヒアリングなんですけど8月ですね、そのときに、比較表みたいなもの出したんですけども、ちょっと比較表を出したところであっていう指摘いただいています。その指摘に対してどう進めていくって考えてるんだというところをご議論させていただきまして、
0:00:52	機電耐震のところっていうのは、これまでも、冷却塔というところで、途中で止まったりもあったんですけど、中身いろいろ進めてきてましたよねっていうところと、
0:01:03	MOXの差分というところを中心に説明させていただきというところで話をしておりました。そうなったときにMOXと、再処理側で大きな差分というところでいきますと、基本方針として機器配管がありますよねっていうところになってくると、
0:01:17	そういうところを中心に説明しますっていう話をしまして、じゃあその比較表の扱いと、後、今後どこを説明していくんだっていうところの考え方を示してくれっていう指摘ありました。
0:01:28	この資料今このこれから中身を説明するんですけども、どういうふうにごこの資料を準備したかっていうところで、この前お出ししました資格書っていうものは、我々のツールとして用いています。
0:01:42	同じように、あれをツールとして用いまして、すべてのMOXの基本方針と、最初に

0:01:51	基本方針を言って本質的に関わるどころと先ほど私が話をしておりました、その補足説明資料、こういうところがポイントになりますよねってところで洗い出しまして、最終的にそちらはエビデンスですよね。
0:02:04	エビデンスという形にしましてそこから、こういう観点でこのような説明していきますよということでこのサマリーを用意させていただいたところになってございます。それでは中身の方説明させてください。
0:02:16	日本原燃木津と、先ほど佐川の方からもお話あったように、MOXとの大きな差ってところで、申請対象設備、
0:02:27	が機器配管系ってところで違ってきておりますと。
0:02:30	そういったところの観点からいきますと、
0:02:34	を踏まえまして、どう再処理ではMOXと違って安全機能の種類ってところも異なってきますのと、あとは、
0:02:43	冷却塔を申請してるというところで設置位置、
0:02:47	屋外であるっていうようなところを踏まえて、どう、
0:02:51	そこから何が今後説明しなきゃいけないかっていうところで整理しまして、こちらが1ページの下の方から安全機能に関わる設計方針というところで、
0:03:03	廊下に確保でちょっと入れさせていただいております、
0:03:06	そこらいきますと、あと別紙23、C1からの、別紙運営の展開事項というところで、
0:03:14	行った時に機能維持の
0:03:16	設計方針等、動的機能維持ってところで、こちらでそれぞれの安全機能に対してどういった機能維持設計をするかっていうところ。
0:03:25	次の2ページにつきまして、こちら機器配管系全体の設計方針の中から、
0:03:33	今までの目標を、処理の違いってところを見ていったときに、大きく違ってるといった部分。
0:03:40	ってところで
0:03:42	洗い出しをしておりますというところで、あと、
0:03:47	上からいきますと、重要度の土肥意見というところでMOXで今回、塩以外で鳥屋部分ってところの説明を追加した。
0:03:56	ここに伴いまして再処理でもそういった箇所の説明を、基本方針の方で追加をさせていただいておりますと。
0:04:04	いったところですかあとはまだ補足説明資料等で議論が残ってる部分。

0:04:10	波及影響だったり水平2方向っていうところ。
0:04:14	と、あとは資料は出しお出しさせていただいてたんですけどもまだ中身の説明が、
0:04:20	2、
0:04:21	まだ至ってなかったってところで機器と配管の相対変位っていうところですかあと継続して議論していただきました、類型化だったり網羅性っていうところ。
0:04:32	を加えてあとはその冷却とそのものの計算書ですね、こちらの内容についての説明が今後順次、
0:04:42	今の地震0001と合わせて、
0:04:45	説明させていただく内容かというふうに考えております。
0:04:50	こちらからは以上となります。
0:04:55	規制庁の竹田ですありがとうございます。それではこの資料につきまして規制庁側から確認あればお願いいたします。
0:05:05	規制庁と、上出です。
0:05:09	もう、
0:05:10	この資料結局これからどう進めていきますからっていう認識合わせようみたいなところで、それで言うと、今日、最新のスケジュールが出てきていて、
0:05:24	00だったり、関連する補足については、一通り来週、あとは、再来週のヒアリングで、
0:05:35	大体意識確認できるようなスケジュールになってたと思いますけどそういうことでいいんですよ。
0:05:42	はい、米沢です。今のカミデさんのご指摘の通りで、来週前半、再来週前半というところで一通り説明することで計画しております。
0:05:53	はい。規制庁深見です。何か間に合わないとか、遅れてるようなものってありますか。
0:06:01	はい。井上サガワです。
0:06:04	間に合わないといいますか、本当。
0:06:07	今ですね、例えば、今日水平2方向の差し替えはお出しさせていただいたというところとか、今のところいきますと資料はもう提出しているものもございますし、
0:06:19	類型化なんかについても、来週早々には出せるかなというところで、今のところは、独演側としては大丈夫かと思っておりますけど他は大丈夫ですか。他も大丈夫とのことですよ。
0:06:30	はい。

0:06:33	はい。規制庁管です。わかりました。
0:06:39	あとは、前回のヒアリングのときに、
0:06:42	特にタイ機電側の、
0:06:45	基本方針ですけど、
0:06:48	既工認と変わってるのかどうなのかっていうのがよくわからんという話を していて、その辺の対応ってどうなったんですって。
0:07:03	あ、すみません、日本のサガワです。皆さん申し訳ないです。今の指摘 は減衰のところをイメージしておられましたでしょうかそれともその網 羅性のところの評価部位とかそういうところのイメージでしょうかすみ ません、教えていただければ。
0:07:18	規制庁可児です基本方針として例えば配管の支持方針だとか、機器の支 持方針だとかってというのが、
0:07:29	前面は楽器なんだと思うんですけど、昔の工認からどう変わったのかっ ていうのがよくわからなくて冷却塔とかこういう補強しましたっていう 具体は聞いてますけど、方針として、
0:07:44	前から変わってるのかどうかってというのが、確認したと思うんですけ ど、その辺ってどうなったんですって。
0:07:56	日本原燃築堤すると、社内的にはですねそ、
0:08:01	非設工認と今回の設工認との比較っていうものを準備はしてるんですけ ども、こちらは特に私はしてなかったところでして、
0:08:12	じゃあその既認可と今の、今回、
0:08:16	の設工認との、
0:08:19	何ですかね、今回追加した部分が今の地震 0001 で表現できるかってい うとそういったわけでもないんで、
0:08:28	そこの話やり方というか、お示しの仕方っていうところは少しちょっと 検討させていただければなと思います。
0:08:40	規制庁神谷ですそちらでは、差分を把握してるってということなので、ま ずは来週、ゼロゼロ確認しますからその時に
0:08:50	これって既工認と一緒にですかどうですかみたいな話をしながら資料とし て残すべきものかどうかっていうことを、認識を合わせられればと思い ますのでその辺り準備はよろしくお願いします。
0:09:07	日本原燃岸です。はい、承知いたしました。
0:09:14	はい。規制庁神です。あとですね
0:09:21	そうですね大体、
0:09:24	来週再来週でできるって話なので、
0:09:29	なんですが、

0:09:30	計算書とかも、
0:09:35	冷却等はまだそんなにしっかりヒアリングができてないようなところがあつたんで、こちらとしては
0:09:43	中身もそうですけど、基本方針等、どういう対応でこういう計算してるのかとか、その辺の話をしっかり確認したいなと思っていますので、その辺りは
0:09:57	やりとりがスムーズのように、それも準備をしておいてくださいっていう話なんですけど、よろしくお願いします。
0:10:06	日本原燃石橋です。承知いたしました。まずはちょっと基本方針との紐づけというところで、まずはどういう計算をしてるのかっていうところは来週のヒアリングの際にですね回答できるようにさせていただきます。
0:10:23	はい。規制庁加治です。あと先ほどちょっと説明ありましたが、機能維持の方針とか盲目数に、
0:10:31	沿って、構成としては直してはいるんですけど、実際中身として、再処理施設でこれでいいのかっていう話は
0:10:42	耐震建物参事ですかね、の話の中身も含めて確認しようと思ってますのでよろしくお願いします。
0:10:54	あとあれですかね進ん来週2日間、予定とってますけど、
0:11:01	基本的には00を、
0:11:04	頭からやりつつ、関連する補足をみたいなイメージではありますけど、事業者として、これはこの日にしたいとかってあります。
0:11:20	日本原燃、菊池です。今お出しさせていただいてますスケジュール。
0:11:25	に反映してる補足説明資料を、地震程度001と合わせて実施させていただければと思っております。
0:11:35	すいません。日本原燃澤です。そこでちょっと補足しておきたいのはですね、今のカミデさんの発言の中に頭からっていうところありまして、頭からというのは重々承知しております。
0:11:47	そうなったときに補足説明資料の提出の関係で、補足側がその頭から言った時に、ちょっとテレコになっちゃうところがあるので、そこと基本方針というところは、ちょっとうまく
0:11:59	本当どう説明するかというところでそこは検討した上で来週、週明けからやらせていただくってことでやらせてください。以上です。
0:12:10	頭が規制庁カミデです。ちょっとよくわからなかったんですけど、
0:12:18	今、今日提示いただいたスケジュールだと、ヒアリングの予定っていうのが、20日と、

0:12:26	21 にあって、
0:12:30	例えば 00 は
0:12:32	20 日だけど、
0:12:35	綺麗設備の耐震計算書の作成とか、耐震基準中級というのは、通う水曜日になってるんですね。ただ 00 が、
0:12:47	計算書策定の関係するところに行った時に、火曜日の時点でもそこまで行っちゃえば、耐震機電と中級をやってしまいたいし、っていうことなんですけどその辺はフレキシブルに対応いただけるのか
0:13:03	スケジュールの進捗通りにでしか対応できないとかっていうことなのかっていう確認なんですけど、いかがですか。
0:13:09	はい、日本の江沢です。すいません自分の方よろしくなかったですね、0001 を、今赤嶺さんおっしゃるように、20 日に終われば、この流れでいっちゃうということで考えておりました。ちょっと自分の頭よぎったのが、0001 が伸びた時にその補足との兼ね合いってところが、
0:13:26	よぎりましたので、そこは、0001 を 20 日の日にしっかり説明しまして、今、この予定通り進めていくことで考えております。以上です。
0:13:38	規制庁カミデです。ちょっと私の言い方もあれで、伝わってないかもしれないですけど 0001 も、別紙の 1 から始めて別紙 4-14-2 っていうふうに、
0:13:48	進めていきますけど、4-2 を終わった後に関連する補足があればそれを、4-3 をやる前に挟めてみたいの方が効率的じゃないかと思う。
0:13:59	いけいですが、その認識で今お話しされてますか。
0:14:05	はい。日本原燃佐川ですみません。本資料の、今提示している資料の 2 ページ目見ていただきまして、
0:14:12	まさにそこが自分がちょっと懸念していったところで、例えば、安全機能を有する施設の耐震重要度分類これは 4-3、これはいいですよねと。これは多分多分というか、すいません。4-3 だけではなくて、
0:14:26	20 日の日に、建物 30 説明する中でこれ一緒に説明していくものだと考えていると。そこは、そういう説明に行きますと、そこから 4-4-74 の中で下ってって中で、
0:14:37	例えば波及影響の補足の提出というのが、ちょっと後ろの方に行っちゃってますってところとかが今もうすでに出てましたってところで、私椎野としましても今神谷さんが言っていました、そのほう素んと、基本方針高速基本方針補足というリズムで行きたかったんですけど、
0:14:56	もうすでにこの辺でテレコになってるっていうところがあったっていうところでした。

0:15:03	と規制庁カミデです。
0:15:06	大体わかります。00は全部そろってるけど補足は意識そろってなくて、来週じゃなくて再来週のものもあるから、出せてないものは、
0:15:16	来週できませんよってことは私も理解してます。それは、
0:15:22	つまり、仕方がないので最終にっていうことになっちゃいますけどあるものはそういうふうに進めたいということと、
0:15:31	あとは
0:15:33	その辺はあれですよ、00があって別紙と関連する補足みたいな形で基本的には進められるっていうことですよ。
0:15:44	はい、米沢です。はい、おっしゃる通りでございます。
0:15:47	はい。
0:15:51	はい。規制庁上出です。私の方からは以上ですが、
0:16:00	国家規制庁側とは、事業者から、今日の時点で何か確認しておきたいことみたいな。
0:16:14	少々お待ちください。
0:16:19	日本原燃沢です。事業者としても大丈夫でございます。
0:16:25	聞いたんですね、確認ですけど、
0:16:29	今の話聞いていると、0001の別紙4は、結構タイプD、
0:16:37	つい並行してPOS出てきている補足説明を確認していく必要があると言う古藤だと思ってて、そうすると、
0:16:48	別紙4のすべてってというのは、とても20日では終わらなくて、順次やっていきますっていうことだと思っていたんですけど、
0:16:59	カミデさんその理解でいいですよ。
0:17:03	と規制庁カミデです。一応20日と21両方耐震の枠を取ってますので2日であれば、一通りできるんじゃないかと思ってたところです。
0:17:16	規制庁高坂です。わかりました。一応そ、その範囲をいくつかに分けて、一通り話をし、課題を明確にすると。
0:17:25	ということで原燃はそれは理解していただいているということでいいですか。
0:17:30	はい。日本原燃沢です。今のカミデさんとコサクさんおっしゃっていただいた通りで考えてございまして、美しいのは、運動補足も綺麗に並んで、全部一緒に行くんだんですけどその翌週に入っているところってところで、
0:17:44	0001は今話ししていただいた通り、10日揚水をぐらいい一通りまずやりますと、dす。翌週に補足に入ったときに、補足との兼ね合いということで、

0:17:56	仮に、説明が必要だというときはその補足との補足と基本方針の兼ね合いっていうのを補足し、説明を我々の方からしながら進めていきたいということで考えてございました。以上です。
0:18:10	はい、規制庁、蘇武です認識が合ってるということがわかりましたので、結構です。
0:18:17	規制庁ハバサキです。ちょっとこの資料で1点だけ確認したいんですけども、
0:18:22	一番西郷のところですね、最初に主排気塔に係る耐震設計の方針を説明するっていう文章が入ってるんですけども、
0:18:32	これ、どういう趣旨っていうか、どういうことを考えられて書かれたのか、ちょっと説明してください。
0:18:42	少々お待ちください。
0:18:53	規制庁長田ですねのためですけど、ハバサキさん聞かれてるのは、主排気塔はまだ申請対象設備じゃないのに、この
0:19:02	会でどこまでの話をされるのかっていうことですかね。
0:19:07	まさにおっしゃる通りで、今までも、主、最初の主排気塔の話って、ほとんど、
0:19:13	聞いてない状況で、今頃になって何をというふうに思ってたして、確認したいと思いました。
0:19:21	はい、規制庁不足です。私もそういう趣旨ではそう思いますし、支配木藤だけじゃなくて北菅鬼頭だって、これまでちらちらで言われながらもまだ申請対象じゃないしというようなことで、
0:19:33	お話があったと思うので、そういったところから位置付けとかを原燃から説明いただければと思います。
0:19:39	うん。
0:19:41	日本原電の東です。はい。こちらの方と、記載の方は引き継ぎというのおっしゃる通りだと思いますので、もちろん第1回で、対象でないものにつきましては、方針、
0:19:53	の説明あるかと思いますがこの1ページのようなことを、第1回で説明しようというところではございませんのでこの後、
0:20:00	こちらの方は修正したいと思います。以上です。
0:20:05	規制庁浜崎です基本設計方針の時にですね、事情がたということで設計フローについてコメントして、修正さしてもらったことあるんですけども、
0:20:16	今の稲沢さんのはなCを受けると、この最後の文章って、これ削除する方向なんですか、それとも何か、この文章自体を変えるんですか。



0:20:33	はい。今村委員東です。はい。申し上げますことちょっと記載したものがちょっとないのですと、ほぼ考え方等について確認の上ですね改めて説明したいと思います。以上です。
0:20:46	規制庁浜崎です対応の方よろしく申し上げます。以上です。
0:20:51	規制庁コサクです今言われたこれまでの、
0:20:57	ヒアリングの中で設計フローで累計みたいなところの話があっみたいなのところろうなんじゃないかなと。
0:21:05	思うんですけど、そういった大枠のところ再処理ではこういう論点がありますそれは、次回段階ですとかっていうのぐらいが、
0:21:15	話ができればいいんじゃないかなと思う。
0:21:18	私としては思ってます。それは、この資料でどう書くのかってのはよくわかんないんですけど、
0:21:25	実態原燃が考えてるのもそれぐらいの説明なんだろうなとは思いますが整理をしておいていただければと思います。
0:21:33	御礼の東です。はい。ご指摘ありがとうございます。ただいただいた踏まえて、この資料での位置付け等を改めて説明させていただきます。以上です。
0:21:47	規制庁深見です。別にこの資料をまた改訂する必要はなくて来週のヒアリングでも当然説明いただければと。
0:21:56	あと、
0:21:59	もう一応モック数が一旦終わったので、基本方針が、その分確定をしたということなんですけど、それを踏まえて、
0:22:11	今まで出てきた補足2フィードバックをかけなきゃいけないみたいなことってないですかね。チェックされてますか。
0:22:20	患者さん大丈夫です。
0:22:28	人間のキクチSをモスの方針確定したっていうところではいきますと、やっぱりおっきいのは、その安全機能の説明を、
0:22:39	あ、すみません、日本原燃沢です。今のカミデカミデさんのご指摘に対しまして、まさに今日出した、
0:22:46	水平2方向なんですけども、これってというのが1年以上前から数、ちょっと議論してて、そこに、すみません。はい。はい。
0:22:55	どちらかという建物構築物をイメージして、藤堂のお話とかも、
0:23:03	基本方針等、
0:23:05	補足で言っている言葉の使い方なりが違ってたりするんじゃないかなと思ってその辺、綺麗にする必要があると思うんですけど作業されてますかっていうことなんですけど、

0:23:18	日本原燃東です。MOX側で、
0:23:22	申請認可いただいた申請、施設工認の記載内容については、再処理側にもしっかり反映させる方向で進めてございます。以上です。
0:23:32	と、規制庁神谷です。ちょっとなかなか伝わらないんですけど、補足説明資料として、またブラッシュアップ綺麗にすることがないのかっていうことなんですけど。
0:23:45	何かそういうことというあんまりやられてないようなので、
0:23:49	その辺も何だろう。
0:23:52	スケジュール、ちゃんと見て修正というかブラッシュアップ必要な資料はいついつ出しますという形でスケジュールに反映しておいてください。
0:24:03	2本目にあります。はい。ただいま指摘踏まえて
0:24:07	補足のブラッシュアップ、またスケジュール等について改めて説明させていただきます。以上です。
0:24:18	規制庁の竹田です。その他、何かございますでしょうか。
0:24:25	よろしいでしょうか。あと、すみません1点、耐震と関係ないんですけど、材料構造は
0:24:34	もう来週再来週ヒアリングになってたと思うんですけどそこで一通り話がきてるっていう進め方でいいんですか。担当の方いらっしゃらなければ
0:24:45	また、本当掛かり取ればと思いますけど。
0:24:51	日本原燃の瀬川です。ちょっと、本日在庫の担当はちょっとヒアリングに出席していないんですけども、午前中に実施させていただいた面談の内容も踏まえてですね、
0:25:06	もしかしたらちょっと出している資料午前の内容の反映なんてのは追いついてないものになるかもしれませんけれども、そこに対してどう処置していくんだみたいなのところの方向性も口頭で説明できるように、準備したいなと思っております。以上です。
0:25:25	はい。規制庁上手です。わかりました。ちょっと遅れ気味なのかな。
0:25:32	あとは、既工認と変更点の差分みたいなのところも先ほど耐震でもお話ししましたけど、
0:25:41	なかなか、
0:25:42	何か再処理の既設工認の材料構造も、ちょっと特徴的なことをやってそんな気がしたんで、その辺りも含めて話が、本当に冷却塔今に関わりもありませんよと。

0:25:57	言ってますけど本当にそれでいいのかっていうところが説明できるように準備をしておいてください。
0:26:05	はい。日本原燃のセガワです承知いたしました。
0:26:10	はい。規制庁深見です。私の方から 10、
0:26:13	規制庁の竹田です。その学生町側からございますでしょうか。
0:26:19	よろしいでしょうか。では、元の方から、振り返り等あればお願いします。
0:26:25	どうぞ。はい。
0:26:29	日本原燃きチェックを三中。原野堤 0001 と補足説明資料を合わせて、
0:26:37	進めていくってところでその時に既認可との差分っていうのが説明できるように準備していきますというところと、計算書と基本方針ですね。
0:26:48	この紐付けの話の、
0:26:50	が説明できるような準備をした上で、来週、
0:26:55	ヒアリングの方を実施させていただきますというところとあとは最後、今日の資料の中で、排気塔っていうところは人ですね、に対してどういう、
0:27:05	内容の説明をしたいかっていうところの削減をした上で、また、
0:27:10	ヒアリングの際に説明させていただきたいと思います。以上になります。
0:27:17	規制庁の竹田です。ありがとうございます。今の説明で、何か規制庁側からコメントございますでしょうか。
0:27:25	よろしいでしょうか。
0:27:26	県の方から何か連絡等ございますでしょうか。
0:27:32	日本原電ケース特にございません。
0:27:35	はい、竹田です。それでは本日のヒアリングは以上とさせていただきます。お疲れ様でした。
0:27:45	ありがとうございました。